

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年2月27日

秋田県監査委員 原 幸 子
秋田県監査委員 石 田 寛
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 佐 藤 節
財 440
令和8年2月13日

秋田県監査委員 原 幸 子
秋田県監査委員 石 田 寛 様
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 佐 藤 節

秋田県知事 鈴木 健 太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

※以下別紙のとおり

令和6年度包括外部監査（「新秋田元気創造プラン」における産業・雇用戦略に関する財務事務の執行並びに事業の管理について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>第3 包括外部監査の結果－総論</p> <p>1. 新プラン中間総括の県民への報告・説明責任の徹底について</p> <p>【意見1】 1. 新プラン中間総括の県民への報告・説明責任の徹底について (28頁・4頁) (事実)</p> <p>秋田県議会令和6年第2回定例会（9月議会）の常任委員会に共通資料として提出された「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン 中間総括（2024年9月付）」（以下、「中間総括」と記載）が、県のHPに公表されている。</p> <p>（所見）</p> <p>中間総括が公表されていることを、多くの県民は知らないのではないかと考える。新プランを策定した際には、マスコミを通して県民に広く周知させたが、中間総括に関しても同様の手段を講じ、多くの県民に周知させる必要があったのではないかと考える。</p> <p>新プランは、県が県民に対して公約したマニフェストであると捉えることができる。今回中間総括として公表されているが、その内容に関しても、監査対象とした「戦略1 産業・雇用戦略」に関してはわずか3ページにしかすぎず、新プランの中間総括としては、物足りなさを感じた。新プランの終了年度が経過後は、より深度のある総括報告書を県民に公表していただきたい。</p> <p>2. 賃金水準の向上について</p> <p>【意見2】 ① 目指すべき賃金水準の向上について (29頁～30頁・5頁～6頁) (事実)</p> <p>県は、新プランにおける「選択・集中プロジェクト」で三つのプロジェクトを定めているが、そのうちのひとつが「プロジェクト1 賃金水準の向上」である。</p> <p>県の分析によると、近年、東京圏との賃金水準の格差が大きい年ほど、社会減が大きくなっており、両者は強く相関しているとしている。また、本県の社会減の内、対東京圏が約5～6割を占めていること、また、県民が県外に転出する理由の約5割が、「就職・転職」であることを踏まえると、東京圏との賃金水準の格差は、本県の社会減の大きな要因の一つになっていると考えられるとしている。</p> <p>その上で県は、目指すべき賃金水準の目標値を、三大都市圏（※1）との格差の縮小ではなく、三大都市圏を除いた地方圏（※2）の平均との格差縮小を目指すとしている。</p> <p>※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）に属する11都府県</p> <p>※2 三大都市圏に属しない36道県</p> <p>（所見）</p>	<p>（対応中：総合政策課）</p> <p>新秋田元気創造プランの中間総括は推進期間（令和4年度～令和7年度）の前半2年間の取組と成果のほか、作成時点における課題と対応方針について、政策評価及び施策評価結果を基にして、総括的に概要を取りまとめたものである。</p> <p>新プランの重点戦略の一つである「産業・雇用戦略」とその体系下にある施策・事業については、条例に基づく政策等評価を毎年度実施しているところであり、令和8年度には4年間の取組結果を踏まえた評価を実施し、評価調書や取りまとめ結果を公表した上で、報道発表も行う予定である。</p> <p>（対応中：総合政策課）</p> <p>現在、令和8年度から4年間を計画期間とする次期総合計画の策定を進めている。</p> <p>その中で、社会減の抑制を図るため、社会減少数に係る目標値とともに、「産業」政策において賃金水準の向上に向けた指標を設定し、狙いを明確にした上で取組を進めていくこととしている。</p> <p>本計画は令和8年3月に成案とする予定であり、策定した計画は速やかに公表する。</p>

新プランにも記載の通り、プロジェクトのねらいは、「労働生産性」と「県内就業率」の向上により「1人当たり県民所得」を押し上げることで東京圏等との賃金水準格差の縮小を図り、社会減の抑制につなげることにある。

県が東京圏との賃金水準の格差が、社会減の大きな要因の一つであると分析し、プロジェクトのねらいを「東京圏等との賃金水準格差の縮小を図り、社会減の抑制につなげることにある。」としている以上、賃金水準の目標値は、東京圏との賃金水準の格差の縮小とすべきであり、「三大都市圏を除いた地方圏の平均との格差縮小を目指す」というのでは、上記の分析やねらいとは整合性がとれない。

秋田県の人口の社会減は、三大都市圏を除いた地方圏（※2）への人口流出が要因ではなく、東京圏を含めた三大都市圏への転出が大きな割合を占めている。秋田県と三大都市圏とでは、産業構造が大きく異なるのも理解できる。三大都市圏を除いた地方圏の平均値を当面の目標値として達成を目指すにしても、将来的には県の行った分析や新プランのねらいに沿った目標値を設定することが必要であり、そこを含めたビジョンを、今後県民に示していただきたい。

【意見3】② 「プロジェクト1 賃金水準の向上」に関する組織横断的な検討委員会の設置の必要性について
（30頁～31頁・6頁～7頁）
（事実）

県は新プランにおいて、選択・集中プロジェクトの一つとして、「プロジェクト1 賃金水準の向上」を掲げている。県が分析しているように、賃金水準は人口減少問題とも密接に結びついており、重点的に推進する必要がある施策が多く含まれている。

「令和5年度 重点施策推進方針」では、基本的な現状認識のもと、重点的に推進する施策が記載されているが、内容としては産業労働部だけでなく、農林水産部やあきた未来創造部に関する施策も含まれている。また、産業労働部の中でも、各課がそれぞれ対応している内容も含まれている。

「プロジェクト1 賃金水準の向上」は、新プランにおける重要なプロジェクトであり、組織横断的な対応が必要であると考えられるが、県庁内では当該プロジェクトに関する組織横断的な検討委員会等は設置されていなかった。

県は、「当該プロジェクトの進捗状況は企画振興部でとりまとめ、関係部局と情報共有するとともに、年複数回、知事・副知事に報告し、今後の方向性を検討する体制をとっています」としているが、令和5年度における知事・副知事への報告は2回、関係部局が同席しているが出席者名簿は未作成、議事録等の文書化はなされていないということであった。

（所見）

当該プロジェクトの進捗状況を適宜確認し、上位者で情報共有して共通認識をもてるような組織が必要であると考ええる。

【意見4】③ 新プランに掲載されている統計データの更新に伴う県民への周知について

（対応中：総合政策課）

賃金水準の向上に係る目標値と、それに関連する3つの経過検証指標について、最新の統計データを取りまとめた上で、令和7年4月に知事・両副知事を含めた庁内会議において進捗状況を報告し、情報共有を図った。

なお、現在策定を進めている次期総合計画においては、賃金水準の向上に係る取組は、各政策分野でそれぞれ個別に整理しており、今後は政策等評価を実施する中で、進捗管理をしていくこととなる。

（対応済み：産業政策課）

掲載している統計の改定により数値が変

(31頁～32頁・7頁～8頁)

(事実)

新プランにおいて、例えば「プロジェクト1 賃金水準の向上」では、2018年のデータとして以下のように記載されている。

	一人当たり県民所得	労働生産性
秋田県	2,697 千円 (全国 36 位)	7,136 千円 (全国 38 位)
東京圏	4,009 千円	9,429 千円
全国平均	3,317 千円	8,615 千円

ところが直近のデータを見ると、2018年の「一人当たり県民所得」も「労働生産性」も、上記の表の金額とは異なっていた。

	新プラン	県データ※	新プランとの差額
一人当たり県民所得	2,697 千円	2,598 千円	△99 千円
労働生産性	7,136 千円	7,025 千円	△111 千円

※出典：秋田県「県民経済計算」(2021)

そして、県庁内での説明文書では、新プランの数値ではなく、遡及データを用いている。

秋田県企画振興部調査統計課が開示している「秋田県県民経済計算」では、「ご利用に当たって」に、「平成23年度から令和2年度までの係数については、新しい統計資料や推計方法の変更により、遡及改定しています。ご注意ください。」という注意書きがあり、過去の統計データの数値が改定されることがあると注意喚起している。

なお、「新秋田元気創造プラン 中間総括」においては、新プランのデータではなく、遡及改定されたデータを使用して説明しているが、統計データが遡及改定されたことの記載はない。

ちなみに、「新秋田元気創造プラン 中間総括」におけるデータは次の通りである。

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
一人当たり県民所得(千円)	2,648	2,598	2,667	2,540	2,689

(記載されているコメント)

- ・本県の2021年度の1人当たり県民所得は2,689千円で、前年度より149千円増加した。
- ・全国値(1人当たり国民所得)との格差は466千円(前年度から30千円の拡大)となっている。

(所見)

新プランと県データとの差額は、率にして「一人当たり県民所得」で3.67%、「労働生産性」で1.56%であるが、差額は、金額的にも比率的にも決して軽微なものではない。

新プランは、2022年度からの4年間の県政運営指針を定めたもので、本県の更なる発展に向けて実施すべき重点的な施策を取りまとめたものであり、県民に対して広く知らしめるために策定されたものである。従って、新プランに記載されている統計データが遡及改定され、その影響が軽微でないと判断される場合には、県民に開示する必要があると考える。

新プランに記載されている統計データが遡及改定され、その影響が軽微でないと判断される場合には、県民に開示

更された場合には、注釈等で記載し、県民に混乱が生じないように取り扱う。

する必要があると考え。新プランと中間報告を見比べた読者は、違和感を覚えるものと思われる。

3. 事業指標の適切性や活動指標の設定について

【指摘事項1】① 事業指標が設定されていない事業内訳について

(33頁～34頁・9頁～10頁)

(事実)

監査人は、事業を実施する上では成果指標や活動指標・目標値の設定は、必ず必要であると考えている。

監査対象事業の内、事業内訳単位で事業指標が設定されていない事業は、次の通りである。

【対象事業】

※各項目の「施策の方向性」に続く番号は、「新プランの戦略番号」―「目指す姿の番号」―「施策の方向性の項目の順番」として記載している。(以下同様)

施策の方向性 1-1-6 産業人材の確保・育成

- 人材確保・定着推進事業
- 職業能力開発支援事業

施策の方向性 1-1-7 起業の促進と小規模企業の振興

- あきた起業促進事業

施策の方向性 1-4-1 企業立地等の促進

- はばたく中小企業投資促進事業
- あきた企業立地促進助成事業
- 本社機能等移転促進事業
- 工業団地開発事業（特別会計）
- 秋田港飯島地区工業用地整備事業（特別会計）
- 企業立地・導入促進資金貸付事業

(所見)

それぞれの事業には、事業の内容に適した活動指標や目標値があると考え。目標値を設定し実績と比較することで、次年度以降の事業の実施に役立てていく必要がある。達成状況の分析結果を次年度以降の事業活動に役立てるという一連のサイクルを確立し、継続的に運用していくことが必要である。

特別会計については、県の政策等の評価に関する実施計画では事業指標の設定の対象外となっているため指標の開示が行われていないが、特別会計であっても設置条例に示された目的達成のための事業指標を設定し、管理する必要があると考え。

【指摘事項2】② 適切ではない事業指標について

(34頁・10頁～11頁)

(事実)

今回監査対象とした事業の中には、事業指標が事業目的を達成するための指標として、必ずしも適切ではないと考えられる事業が散見された。

対象事業は、次の通りである。

【対象事業】

(対応中：産業政策課ほか)

現在、総合政策課において次期総合計画を策定中であり、新たな指標の設定等について、その過程で議論しているところである。

(対応中：産業政策課ほか)

現在、総合政策課において次期総合計画を策定中であり、新たな指標の設定等について、その過程で議論しているところである。

施策の方向性 1-1-1 経営資源の融合と事業承継の促進

- 経営資源融合支援事業

施策の方向性 1-1-4 地域経済を牽引する県内企業の育成

- 県単機械類貸与事業
- リーディングカンパニー創出応援事業

施策の方向性 1-2-1 輸送機関連産業の振興

- 輸送機産業強化支援事業
- 航空機システム電動化研究・開発推進事業

施策の方向性 1-4-1 企業立地等の促進

- 立地環境プロモーション強化事業

(所見)

事業を評価する指標として、より適切な指標を設けることを検討していただきたい。

【指摘事項3】③ 適切ではない目標設定について

(34頁～35頁・11頁～12頁)

(事実)

事業指標が事業目的を達成するための指標として適切であっても、目標設定が適切になされていない、つまり目標値が実績値と乖離してしまっているものも散見された。

対象事業は、次の通りである。

【対象事業】

施策の方向性 1-1-3 産学官連携による研究開発の推進

- 産業基盤強化事業

施策の方向性 1-1-4 地域経済を牽引する県内企業の育成

- 経営安定資金貸付事業
- 中小企業振興資金貸付事業
- ものづくり革新総合支援事業

施策の方向性 1-1-6 産業人材の確保・育成

- プロフェッショナル人材活用普及促進事業

施策の方向性 1-2-1 輸送機関連産業の振興

- 輸送機産業電動化等対応促進事業

施策の方向性 1-3-2 伝統的工芸品等産業の振興

- 伝統的工芸品等振興事業

施策の方向性 1-4-1 企業立地等の促進

- 産業集積投資促進事業

(所見)

目標値が実態と合わなくなった場合、適宜見直すことが必要である。

【意見5】4. 起業と開業率について

(35頁～37頁・12頁～13頁)

(事実)

産業分野における様々な指標についても、秋田県の実績は全国でも低位に位置している。全国で人口減少率が最も高い状況が継続している秋田県にとって、経済指標の改善は、中長期的にも必要である。

今回の監査において、秋田県の今後の産業分野の活性化

(対応中：産業政策課ほか)

現在、総合政策課において次期総合計画を策定中であり、新たな指標の設定等について、その過程で議論しているところである。

(対応済み：商業貿易課)

本年度、起業塾等における参加者数の低迷という課題を抜本的に解決すべく、県担当者による県内全商工会議所への実地調査及びヒアリングを実施した。

ヒアリングの過程においては、特に参加実績が伸び悩んでいる商工会議所に対し、表面的な募集活動の強化にとどまらず、以

を考えた場合、気になったのは開業率の低さである。「第2 監査対象事業の概要 1. 秋田県経済の現状」にも記載の通り、秋田県の開業率は、東北6県の中では最も低い値を示している。

新プランにおいても開業率を成果指標としているが、目標としている開業率は、新プラン策定後も伸び悩んでおり、目標値との乖離が大きくなっている。

起業に関する事業を見ていくと、まずは起業スキル習得塾への参加者が少ない。

監査対象事業年度である令和5年度でみると、7つある起業塾の実施主体（各地域の商工会議所等）の内、4つの商工会議所において二桁に満たない参加者となっていて、起業塾開催の効果が表れにくい状況になっている。

上記のように、起業塾への参加者が少ないことや、その後のサポート人数が少ないことが、起業支援事業である補助金の支給実績が少ないことにもつながっている。つまり、これらの3事業には連続性がある。

今後の対策として県は、

- 商工団体等と連携して、県全体の起業家意識の醸成を図っていくこと
- 若年層に対し、起業やスタートアップが将来の職業の選択肢となるよう起業家教育に取り組むこと
- スタートアップを目指す者（学生等）に対し、ビジネスプランをブラッシュアップする機会を提供していくこと

を考えているが、秋田県において起業を目指す人が増える環境づくりが急務である。

（所見）

起業塾への参加者が少ない、あるいは伸び悩んでいる実施主体については、県としても参加者を増やすような積極的な働きかけが必要ではないか。県は、県全体の取組として、起業が職業の選択肢の一つであることを理解していただくよう機運醸成を図るとともに、起業の裾野を広げるため若年層に対する起業家教育に取り組んでいく必要があると考えているが、そうであるならば、補助金を支給して各実施主体に起業塾の運営の多くを任せるのではなく、実施主体とより一層連携し、起業塾を活用するよう参加者の増加につながるような対応を行う必要がある。

また、起業塾受講者等個別サポート事業も同様である。令和5年度サポート人数は、6実施主体（商工会議所）のうち、秋田商工会議所を除いてすべて一桁の人数である。事業効果を高めるためには、まずはサポート人数を増加させる必要がある。毎年度実施主体ごとにサポート人数の目標値を設定するなど、目標の達成状況で当該事業の評価等を行っていただきたい。

若者が県内に定着するためには、魅力ある企業の存在が不可欠であり、指標としての開業率が目標値と大きく乖離しているのは、秋田の将来の経済に明るさを見出すことは出来ない。

監査人は、秋田県経済の将来の活性化にとって、起業は非常に重要であると考えている。「秋田スタートアップエコシステム推進事業」で委託先から提出された報告書内容を検討し、開業率が伸び悩んでいる要因を分析することに

下の構造的な課題解決に向けた協議を行った。

- ・ 参加者数が低位に留まっている要因の把握
 - ・ 基礎自治体（市役所）との効果的な連携体制
 - ・ 創業支援事業計画の策定に向けた検討
- こうした協議の結果、各商工会議所より課題解決に向けた取組を行う旨の意思を確認した。さらに、事業の有効性を定量的に評価するため、「参加定員の過半数以上の確保」を具体的数値目標として設定し、事業推進を図った結果、現在まで概ね全ての商工会議所において当該目標を達成し、事業実施における改善効果がみられた。

今後は、商工団体と基礎自治体における効果的な連携を後押しするとともに、関係機関との情報共有を密にし、成果指標である「開業率」の向上に資する施策を体系的に推進していく。

より、少なくとも東北の他県並みの開業率を達成できるような施策の実行に力を入れていただきたい。

【意見 6】 5. 事業承継とM&Aについて

(37頁、53頁・13頁～14頁)

(事実)

秋田県の廃業率はほぼ全国平均であり、東北各県と比較しても中位に位置するが、後継者不在率は、2023年において全国でも2番目の高さであり（直近のデータでは全国最高）、社長の平均年齢も高い。2023年に休廃業・解散した企業も、2000年の集計開始以来過去2番目の高水準であり、今後事業承継がスムーズに進んでいかないと、さらに廃業が増えてくる可能性もある。開業率が低い中、廃業の増加により雇用が失われた場合、県経済の将来に及ぼす影響が懸念される。

M&Aは、事業承継を通じた企業の存続・発展に寄与する手段の1つであり、県は経営資源融合支援事業において、補助金の支給を伴うM&A支援事業を行っている。秋田県内におけるM&Aの成約件数は伸びているが、県の補助金予算の執行率は低い値を示している。

あきた企業活性化センターの専門家派遣を活用した企業連携に係る相談を、毎年5月、10月、2月に照会しているが、令和5年度の相談件数は0件であった。

(所見)

M&Aを実施するにあたって県の補助金を利用してもらえるよう、制度の周知方法は十分かどうかを分析し、そのうえで翌年度以降適正予算を見積る必要がある。

あきた企業活性化センターに関する今後の対応について、県産業政策課からは「企業連携に係る相談は、基本的に秋田県事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関などの支援機関に行うことが一般的であり、あきた企業活性化センターへ直接相談するケースは多くはないものの、引き続き、センターと情報共有し、必要に応じて、県のM&A補助金の周知・案内に努めていきます。」との回答があったが、企業連携に係る相談件数が増えることがM&Aの増加にもつながるため、あきた企業活性化センターにおいても相談件数が増えるよう改善していただきたい。

なお、近年は、中小企業が抱える課題の高度化・複雑化により、各支援機関が単独で対応することが難しい案件も増えており、今年度よりあきた企業活性化センター（よろず支援拠点）、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターの3機関連携の取組がスタートしており、支援体制が強化されているという。秋田県企業の存続・発展のためにも、事業の有効性を高めるための対策は必要である。

【意見 7】 6. 雇用政策について

(38頁～39頁・14頁～15頁)

(事実)

秋田県内の有効求人倍率は、平成31年の1.45倍以降、概ね1.5倍前後で推移してきたが、最近では低下傾向にあり、秋田労働局の調べによると令和6年6月は1.24倍で、ほぼ全国平均と同水準となっている。ただ公表されているデータに

(対応済み：産業政策課)

秋田県中小企業支援ネットワークを構成する支援機関への情報提供や周知依頼のほか、県のホームページを通して積極的に補助制度の周知を図っていることから、令和6年度の補助金申請額は予算額を大きく上回っている（予算額45,000千円、申請額56,890千円）。今後も積極的に補助制度の周知を図っていく。

予算の見積もりにあたっては過去の補助実績のほか、総合計画の成果指標を考慮しながら適切に予算計上している。

あきた企業活性化センターについては企業連携に係る相談は秋田県事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関などの支援機関に行うことが一般的であり、あきた企業活性化センターに直接相談するケースは多くはないものの、引き続き、あきた企業活性化センターと情報共有し、必要に応じて県のM&A補助金の周知・案内に努めていく。

(対応済み：雇用労働政策課)

事業の有効性を高めるため、令和6年度に県立技術専門校ポータルサイトを立ち上げ、各種職業訓練についての情報発信を行うと共に、特にハローワークに来所しない若年層に向けたSNS広告等を活用した広報を開始している。

よると、業種別のばらつきが大きく、建設や介護を中心に依然として人手不足が続いているのが現状である。

そのような中、県の雇用労働政策課では、人材確保・定着に向けた様々な取り組みや職業能力開発を支援する事業を実施している。

(所見)

職業能力開発支援事業に関しては、予算の執行状況や、成果指標の推移・目標の達成度から判断すると、当該事業は秋田県内の産業を支える人材の育成強化や職業能力の向上に、必ずしも十分に結び付いていない可能性がある。現状を容認していたのでは、秋田県内における深刻な人手不足や求人と求職のミスマッチは改善しないものと思われる。特に若年層に向けた広報を強化するために様々な手法を活用して情報発信を行い、訓練の応募者を増やすための活動を実施するなど、県として事業の有効性を高めていくための施策が必要である。

予算に関していうと、例えば就業能力向上支援事業のように、毎年多額の予算を確保しているにもかかわらず、低い執行状況が継続している事業もあった。監査対象年度である令和5年度でみると、424百万円の当初予算に対して実績額は203百万円であり、予算執行率は47.9%となっている。このような状況は、過去から継続している。予算を確保したからには、予算規模にふさわしい事業を実施する必要があると考える。国との交渉で得た予算であるため、秋田県の他の予算には影響しないかもしれないが、予算残が多額に発生するという事は、県が実施しようとしている事業が、当初の見込み通りに実施できていないということでもある。そのことを認識し、改善するための対策を考え、施策を実施する必要がある。それができないのであれば、国との予算交渉の仕方を見直すべきではないか。

人材確保・定着推進事業に関しては、キャリアコンサルティング利用者の就職率が減少していて、在職者の利用が増えているなどの要因はあるが、新プランで定める目標値を大きく下回っていた。また、女性の新規就業支援事業では、各種セミナーや座談会・説明会・体験会等を開催しているが、参加者が少ない傾向にあり、支出に見合う効果が表れるような対応がより必要であると感じた。

補助金に関しても、人材投資促進事業に関しては予算額に対して実績額が少なく、現状なかなか制度が浸透していない。また在職者等への学び直し機会の提供のため実施しているeラーニングに関しても、講座の利用は少なく、満足のいく結果が得られているとは言い難い。

秋田県内における雇用の安定化のためには、事業の有効性・効率性・経済性の観点からも、更なる対策の実施が必要である。

【意見8】 7. 事業費の当初予算と実績の乖離について
(39頁～40頁・15頁～16頁)

(事実)

今回の包括外部監査では、県が実施する事業が適切に運用されているかどうかについて、事業予算の執行状況からも検討を行っている。その結果、予算の見積りが適切でなかった事例や、予算残が多く生じたほか、補助上限額未満

なお、就業能力向上支援事業の予算に関しては、国が執行率の改善のため、令和8年度から計画数を大幅に減少させている。本県においてもハローワーク等の関連機関との意見交換等によりこれまで以上に必要性等を精査して計画策定を行っている。

(対応困難：地域産業振興課)

●プロフェッショナル人材活用普及促進事業
令和6年度で新規採択終了。

(対応済み：雇用労働政策課)

●職業能力開発支援事業—就業能力向上支

の案件が多くなっていることが確認された。

当初設定した予算が思うように執行されず、予算残が多く生じているということは、当該事業が予定通り実施されていないということであり、事業の有効性という観点からは満足のいく結果が表れていないことを意味する。

予算残が多く生じている事業は、次の通りである。

【対象事業】

施策の方向性 1-1-6 産業人材の確保・育成

- プロフェッショナル人材活用普及促進事業
- 職業能力開発支援事業—就業能力向上支援事業

施策の方向性 1-1-7 起業の促進と小規模企業の振興

- あきた起業促進事業—起業支援事業

施策の方向性 1-2-1 輸送機関連産業の振興

- 輸送機産業強化支援事業

施策の方向性 1-3-2 伝統的工芸品等産業の振興

- 伝統的工芸品等振興事業

（所見）

予算の執行率が年々低くなっている事業については、執行率を上げるための施策を総合的に実行していくのが第一であるが、県の限られた財政事情の中で、実態とかけ離れた予算を継続して確保することは好ましくないものと考えられる。予算と実績との乖離が継続している場合には、当該事業の検証を行い、翌年度は適正予算を見積る必要がある。

一例として、金額は小さいものの伝統的工芸品等振興事業の「4. 秋田県伝統工芸士認定事業」である。令和5年度は当初予算224千円に対し実績0千円（執行率0%）であった。秋田県認定工芸士等として認定する対象者がおらず、予算が執行されなかったとのことであるが、これは秋田県伝統的工芸品の製造に従事する者が育っていないということである。今後は、秋田県伝統的工芸品の製造に従事するなり手を育成する事業を設ける必要がある。

【意見9】 8. 補助事業のフォローアップについて
（40頁・16頁～17頁）
（事実）

援事業

令和8年度は、計画を精査の上、コース数及び定員を削減して実施する予定としている。

（対応済み：商業貿易課）

●あきた起業促進事業—起業支援事業

本事業における「予算額」と、事業者への「採択・交付決定額」については、概ね同額で推移しており、当初の事業需要の見込み自体に大きな乖離はないと認識している。

一方、決算（実績）段階で乖離が生じている主たる要因は、採択された起業家が事業を実施する過程において、不測の事態等により計画の変更や縮小、あるいは事業の中止を余儀なくされるケースが発生するためである。これは、リスクを伴う新規創業を支援するという本事業の性質上、一定程度避けられない側面がある。

このような事業特性はあるものの、限られた財源を有効に活用する観点から、過去の実績を考慮し、より実態に即した予算見積りに努めた。

（対応済み：輸送機産業振興室）

●輸送機産業強化支援事業

当事業のうち航空機産業強化支援事業の予算残については、コロナ禍による需要急減や県内企業の失注といった想定外の外部環境変化に起因するものである。これを受け、令和6年度予算では需要動向を精査し、前年度比で約半分に減額するなどの適正化を図っている。

（対応済み：地域産業振興課）

●伝統的工芸品等振興事業

これまでの予算は、制度発足時を参考に最大の認定者数を想定して計上していたが、令和7年度は近年の実績を踏まえ、予算額を見直し、圧縮している。

対象者は年度により増減するものであり、令和5年度は認定者がいなかったが、令和6年度は2名、7年度は4名を認定する予定である。

職人の育成は産地共通の課題であり、今後も地元自治体とも連携し、産地における担い手の確保、人材育成の支援に取り組んでまいりたい。

（対応困難：地域産業振興課）

現物確認について人員や予算を増加させることが可能であれば全ての補助事業先の

県が実施する補助金関連事業の運用について、補助金交付後のフォローアップ状況の検討を行った。その結果、対象事業の中には以下に示すように県から支給された補助金等で取得した財産について、県のその後の継続的フォローの在り方が適切でないと考えられるものがあった。対象事業は次の通りである。

【対象事業】

施策の方向性 1-1-4 地域経済を牽引する県内企業の育成

- ものづくり革新総合支援事業
- リーディングカンパニー創出応援事業

上記の事業については、実施要領で補助金の返還等に関する規定が定められており、一定の場合には補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる旨の記載があるが、これらのことを確認するのは、補助事業の実施年度中であり、補助金の交付決定がなされた単年度の期間を対象としたものになっている。

また実施要領で、財産処分の制限等に関する記載があるが、毎年現物確認をしているわけではないので、勝手に処分されてもわからない状況となっている。

(所見)

特に補助金額が多額になる場合、耐用年数期間途中で処分売却することで多額な利益を得る可能性も考えられるため、耐用年数期間中は、定期的に現物確認する必要があると考える。

9. 貸付事業等について

【意見10】① 経営安定資金貸付事業（新型コロナ関連融資）

(40頁～41頁、76頁・17頁)

(事実)

経営安定資金は、秋田県の定める中小企業制度融資で、「秋田県信用保証協会」の保証を受けることで、売上減少等経営状況が厳しい方、専門家の支援を受けながら事業革新などに取り組む方等であって、経営の安定を図るために事業資金を必要とする事業者が活用するための融資制度である。

特にウィズ・アフターコロナ枠は、経営状況の改善が必ずしも計画通り進んでいない事業者が、ゼロゼロ資金からの借換えとして利用することが想定された資金で、県内の中でも特に経営状況が厳しい中小事業者が活用するものであると考えられる。令和3年度からウィズ・アフターコロナ枠による伴走型支援を受けている事業者の状況について、経済産業省より金融機関に対して対象先のデータの提出が求められており、金融機関から提出された情報を信用保証協会が取りまとめて国に提出している。

(所見)

今後は信用保証協会との連携のもと、当該データを活用するなど秋田県内の中小企業状況を自ら把握し、県内の中小事業者の経営を支援するための政策に活用すべきではないだろうか。

確認が可能かもしれないが、人員や予算の増加は見込めないため、現状の取扱いで進めていく。

(対応困難：産業政策課)

ウィズ・アフターコロナ枠は令和6年度で終了しており、制度の要件に企業の情報を県に提供することが含まれていない。

また、信用保証協会が保持している県内中小企業の情報は、同協会の機密情報であり、取扱上、県が入手することは困難である。

【意見11】② 県単機械類貸与事業

(41頁・18頁)

(事実)

県単機械類貸与事業は、「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づく国の補助事業が廃止されたことに伴い、県の単独事業として実施されている設備貸与制度であり、他県では予算がつかず事業廃止や休止となっている事例もある。そのような中、県では毎年設備貸与が行われており、コロナ禍で伸びない時期はあったもののその後は順調に利用が進んでいる。当該事業は中小企業者に対するリースや割賦という資金調達手段であり、貸付事業と同様の資金調達手段と言える。

(所見)

貸付金と比較すると、設備購入という資産が担保されるため確実に事業利用されること、公益財団法人あきた企業活性化センターの中小企業診断士等の専門職が設備投資計画について関与し指導機能が備わっていることから、中小企業者を支援するためのより有用な事業と言えるのではないだろうか。活性化センターでは令和6年度から貸与先に対する定期訪問を実施する予定となっており、より事業者に寄り添った支援が可能な体制が整備されていることから、積極的に実施件数を増やすことも検討すべきではないだろうか。

【意見12】10. 企業誘致について

(41頁～42頁・18頁～19頁)

(事実)

県は女性や若者の雇用機会の創出につながる成長産業等を主なターゲットとして、全国トップレベルの優遇制度や優秀な人材の確保のしやすさなど本県の優位性を広くアピールした誘致活動を推進するとともに、誘致済企業と県内企業の事業連携や施設・設備の新增設による産業集積を促進している。新プランをみると、当該施策には「企業の誘致件数及び誘致済企業等による施設・設備の拡充件数」「企業誘致等による雇用創出数」という2つの成果指標が示されている。

この成果指標のカウント方法は、誘致認定については県による誘致企業認定書交付日を、補助金については補助対象企業の指定・認定日をもって、カウント対象としている。また、人数については、認定申請書もしくは計画書に示されている雇用人数によって集計している。また重複データについては最初にカウント対象となった時点のものを優先することとしている。

(所見)

この方法によると、企業誘致が実際に行われて雇用が実現した時点と成果指標とはタイムラグが生じ、新プランの実績として公表されたデータがそれを利用する者の理解と一致しているかどうか疑問である。

例えば、誘致認定が令和2年度に行われ、その5年後の令和7年までに段階的に100人の雇用を生むという計画を作成し採択された場合、公表データでは令和2年度に企業誘致実績1件、雇用創出100名と開示されることとなる。しか

(対応困難：産業政策課)

検討した結果、以下の状況から対応困難である。

- ・優良企業は制度融資等を活用するため、県単機械類貸与事業の実施件数が少ないことは必ずしも改善が必要な状況とはいえない。
- ・主として融資可否のボーダーライン上の企業を救うための制度なので、件数増を目的にこのラインを下げた場合、不良債権増大の恐れがある。
- ・件数を指標にすると貸付の予算額が一定の条件下では、少額の案件を増やした方が高評価になってしまう。本来、貸付にあたっては金額ではなく、借入希望の案件の状況で可否を判断するものである。

(対応予定：産業集積課)

あきた企業立地促進助成事業については、令和8年4月1日からAターン者等の雇用者数に応じて、補助金の加算率を決定するなど、企業に対してAターン者等の雇用を促す内容に制度改正する予定である。

この改正にあわせて、成果指標等の内容を見直すこととしており、改正にあたっては指摘のあった計画と実績の違いなど、利用者に誤解を与えないようカウント方法や記載する数値について、注記等を表示するなどの対応を行う予定である。

しながら、実際にはその時点で企業は県に事業所を開業しておらず、雇用もまだ生まれていない。また、事業所の建設に係る補助対象企業の指定・認定日が令和3年度に完了し、令和4年度に補助金が事業費として支出された場合、既にその成果としてのカウントは2年前の令和2年度に行われているため、当該事業年度での事業成果を公表データから読み取することは不可能である。

県ではこの方法を継続的に採用していることと、雇用創出人数の大きな事業者の雇用実績をサンプルで検証した結果、計画と大きく乖離が生じることなく雇用が進んでいることから、現在の県が実施しているカウント方法を否定するものではないが、カウント方法の追加記載など、利用者の誤解が生じないような対応が必要と考える。

【意見13】 11. 工業団地開発事業（特別会計）の管理について

（42頁～43頁・19頁～20頁）

（事実）

工業団地開発事業は、秋田県内の県有工業団地について、開発、分譲、賃貸、管理を行う事業で、事業収入を伴うことから特別会計（秋田県工業団地開発事業特別会計）により管理されている。現在、新規の工業団地の開発は、令和6年度に分譲を予定している能代西高跡地（令和5年度予算計上はなし）と、令和8年度と令和10年度に分譲を予定している下新城地区の2つのみであり、今後は新プランの主な取組（6）に示されているように、一定規模以上（20ha以上目安）の団地造成は直接県が行うこととなるが、昨今の企業ニーズの多様化や投資決定の迅速化を踏まえ、今後はオーダーメイド方式の団地造成を主体とし、各種法令権限が移譲された市町村が整備することで造成手続き等に要する期間の短縮が見込まれ、県としては、県・市町村立地基盤整備連携事業により支援することとしている。

また、当該特別会計にかかる繰越金は、過去の売却収入等により積み上げられ令和5年度末で1,122百万円となっており、対応する県債は償還済みであることから、繰越金は潤沢な状況にあると言えるだろう。

秋田県工業団地開発事業特別会計繰越金

（単位：千円）

R5 末繰越金 (A)		1,122,737
年度	事業内容	金額
R6(予算)	維持管理	88,456
	下新城関連	179,000
	能代西関連	289,241
	事務費等	113,223
小計 (B)		669,920
R6 末繰越金 (予想) (A)-(B)		452,817

（所見）

前述の通り、秋田県内の工業団地の開発方針については、オーダーメイド方式により市町村が主体となっていくもの

（対応済み：産業集積課）

未分譲地の維持管理については、一般会計からの繰出を避けるため、現有の繰越金や今後の売却及び貸付収入の範囲内で収まるよう、適切な執行に努めている。

新規造成中の2団地については、売却を含めた収支計画の下造成を実施しており、起債を活用しつつ費用を調達し、売却収入等でその償還を行い、一般会計からの繰入は行わない見込みである。

しかし、すべての未分譲地を対象とした具体的な売却予測及びコスト見積の策定については、すでに商談がある具体化している物件を除き、企業の投資判断という外部要因に大きく左右されるため、難しい面がある。

また、企業のニーズに応じて提案を行う誘致活動の性質上、特定の団地の売却時期を事前に固定することは現実的ではない。

固定的な計画策定は、予測に合わせた適度な維持管理コストを招くおそれがあるため、個別の引き合い状況を定期的に精査し、収支見通しを随時更新していくことで、自律的な会計運営を維持していく。

とし、県は「県・市町村立地基盤整備連携事業」により支援することと大きく変更された。そのため現行の「秋田県工業団地開発事業特別会計」は、従来のような大規模な開発が続く複数の工業団地を包括的に管理するためのものとは性格が異なるものになったと言えるのではないだろうか。現在、個別の団地の売却計画や収支計画が作成されていないが、これを機に、現在未分譲の団地と現在開発予定の2団地の売却予想と、全ての団地の売却完了までの管理コストなどの支出を適切に見積もり、繰越金の枠内で支出が収まるよう特別会計の収支を継続的に管理していく必要があると考える。

第4 施策と対象事業の監査結果

I. 施策の方向性 1-1-1 経営資源の融合と事業承継の促進

3. 経営資源融合支援事業

【意見14】① 指標について

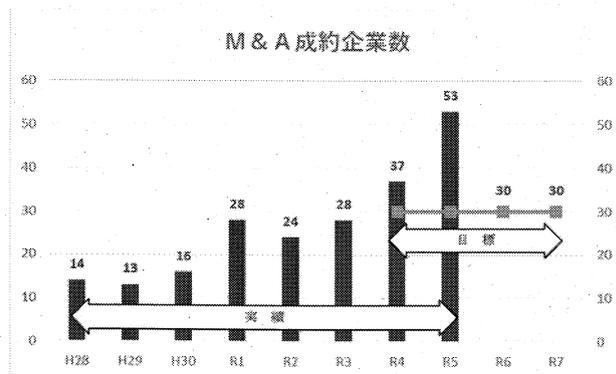
(50頁～52頁)

(事実)

新プランに記載されている、当該事業の成果指標である「M&A成約企業数」の、実績値と目標値は、次の通りである。

単位	実績値				目標値			出典
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
社	28	24	28	30	30	30	30	県調べ

新プランにおける「M&A成約企業数」の目標値に対する実績値は、2022年度は37件であり、監査対象である2023年度は53件と大きく伸びている。



一方、県が作成している事業評価調書では、指標として「M&A支援事業採択件数」を用いており、目標値と実績値は次の表のとおりであった。

(単位：件数)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	20	40	40	40	40	40	40
実績	19	44	20	45			
達成率	95.0%	110.0%	50.0%	112.5%			

※1 補助金の交付は成約を条件としていないため、M&A成約企業数と補助金交付件数は異なる。

※2 事業評価調書の「M&A支援事業採択件数」は、補助金申請のあったものの中から採択された件数である。

M&A支援事業の内容は、事業の概要にも記載の通り、

(対応困難：産業政策課)

プラン期間の途中での指標の変更は原則的には行っていない。

なお、現在、次期総合計画の策定を進めており、指標については改廃を含め、改めて検討中である。

補助金の支給である。ただし、補助金について申請があったとしても、補助金の交付に至らなかったケースもあり、例えば監査対象年度の令和5年度で見ると、申請数は45件あったものの、実際に交付されたのは31件である。

令和5年度の補助金交付に至らなかった理由は、年度内の事業完了不可8件、M&Aの延期5件、M&Aの国補助金採択（重複受領不可）が1件であった。令和5年度だけでなく、令和2年度及び令和3年度も申請件数と交付件数との乖離が大きい。

（所見）

申請件数が目標値を上回っていたとしても、実際の交付件数が少なければ、事業の成果が表れているとはいえない。当該事業の成果指標としては、補助金の交付決定件数ではなく、交付件数（支払ベース）が妥当であると考えている。

【意見15】② 予算の執行状況について

（52頁～53頁）

（事実）

令和5年度におけるM&A支援事業の予算執行状況は、予算金額75,000千円に対して39,995千円で、執行率は53.3%と低い値となっている。令和5年度より前の過去3年間の執行率も低い値を示している。

（単位：千円）

	R2	R3	R4	R5
予算額	30,000	80,000	97,500	75,000
交付実績	14,350	40,022	31,726	39,995
執行率	47.8%	50.0%	32.5%	53.3%

一方、M&Aの成約件数に対する補助金の交付件数の割合は次の通りである。

年度	R2	R3	R4	R5
M&A成約件数 a	24	28	37	53
補助金申請件数 b	20	44	20	45
補助金交付件数 c	11	24	20	31
c/a	45.8%	85.7%	54.1%	58.5%

M&Aの成約年度と補助金交付年度には期ずれもあり、必ずしも同じ年度ではないと思われるが、上記の表からは、県の当該事業の補助金を使用しないでM&Aが成立したケースが多く、監査対象である令和5年度に関しては、補助金の利用率は6割に満たない。

秋田県内におけるM&Aの成約件数は伸びているが、県の補助金を利用していないケースも多く、それと対応するように予算の執行率も低い値を示している。

（所見）

M&Aを実施するにあたって県の補助金を利用しない要因はどこにあるのか、制度の周知方法は十分かどうかを分析し、そのうえで翌年度以降適正予算を見積る必要がある。

【意見16】② 予算の執行状況について

（53頁）

（事実）

あきた企業活性化センターの専門家派遣を活用した企業連携に係る相談を、毎年5月、10月、2月に照会している

（対応済み：産業政策課）

予算の見積りにあたっては過去の補助実績のほか、総合計画の成果指標を考慮しながら適切に予算計上している。

（対応済み：産業政策課）

あきた企業活性化センターについては企業連携に係る相談は秋田県事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関などの支援機関に行うことが一般的であり、あきた企業活

が、令和5年度の相談件数は0件であった。

(所見)

今後の対応について県産業政策課では「企業連携に係る相談は、基本的に秋田県事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関などの支援機関に行くことが一般的であり、あきた企業活性化センターへ直接相談するケースは多くはないものの、引き続き、センターと情報共有し、必要に応じて、県のM&A補助金の周知・案内に努めていきます。」との回答があったが、企業連携に係る相談件数が増えることがM&Aの増加にもつながるため、あきた企業活性化センターにおいても相談件数が増えるよう改善していただきたい。

なお、近年は、中小企業が抱える課題の高度化・複雑化により、各支援機関が単独で対応することが難しい案件も増えており、今年度よりあきた企業活性化センター（よろず支援拠点）、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターの3機関連携の取組がスタートしており、支援体制が強化されているという。秋田県企業の存続・発展のためにも、事業の有効性を高めるための対策は必要である。

II. 施策の方向性 1-1-3 産学官連携による研究開発の推進

【指摘事項4】 4. 産業基盤強化事業

(67頁～68頁)

(事実)

「新秋田元気創造プラン」において、この事業の効果を測定する「事業指標」として、「産業技術センターにおける技術指導・相談件数」を選定している。

(所見)

当該事業は、新技術の開発と人材育成により県内企業へ技術移転を図ることを主目的としており、産業技術センターにおける技術指導・相談件数を指標とすることは、適切に事業指標を設けていると考える。

また、「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として「共同研究企業等の関連開発製品売上」を設けている。前述の通り、当該事業は、新技術の開発と人材育成により県内企業へ技術移転を図ることを主目的としており、成果普及先である共同研究企業等の当該新技術関連開発製品売上を指標とすることは、適切に事業指標を設けていると考える。

しかしながら、当初（令和3年度）より目標に対し実績が大きくなっており、令和5年度においては目標2,100百万円に対し実績4,479百万円（達成率213.3%）となっているにもかかわらず、目標は令和6年度2,500百万円、令和7年度3,000百万円と令和5年度実績よりはるかに低いままである。そのため、目標値について実態にあわなくなった場合、適時に見直すことが必要であると考えます。

なお、この点につき産業技術センターの担当者に確認したところ、目標はある程度のスパンを見据えて設定したものであるが、事業開始以降、実績が右肩上がりとなっていることもあり、前年度実績を上回るよう取り組んでいるとのことであった。

性化センターに直接相談するケースは多くないものの、引き続き、あきた企業活性化センターと情報共有し、必要に応じて県のM&A補助金の周知・案内に努めていく。

(検討中：地域産業振興課)

令和8年度以降の後継事業における指標を検討中である。

Ⅲ. 施策の方向性 1-1-4 地域経済を牽引する県内企業の育成

2. 経営安定資金貸付事業

【意見17】② 「事業指標」の適切性

(75頁～76頁)

(事実)

当該事業における事業指標は資金利用件数として、平成29～30年度の実績をもとに目標値を設定している。

(所見)

令和元年12月に武漢で症例が報告された新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症対策枠が新設され、令和2年度から全国一斉にゼロゼロ融資が実施されたため、実績が目標値の40倍に達していることから、事業指標はすでに意味を成していないと言って良いだろう。令和3年度以降徐々にその利用は減少しているものの、令和2年度に実行した資金の借り換え需要などが今後も見込まれることから、過去の実績をもとに指標として事業の評価を行うことには限界があり適切なものではないと考える。また利用件数に加え、今後の支出金額の大半を占めると考えられる資金の内訳がウィズ・アフターコロナ枠（県の独自制度による伴走型支援）に移行し、金融機関の積極的な事業計画への関与が求められることから、後述する県単機械類貸与事業が採用している投資効果割合（利用者の満足度）などを採用することも、検討が必要と考える。

【意見18】③ 金融情報を通じた地域経済の状況把握

(76頁)

(事実)

<地域経済に対する県の役割>

施策の方向性で示されているように、秋田県経済を支えている中小企業・小規模企業の収益性や労働生産性の向上に向けた対応が県には求められている。そのためにも県内の中小企業者の実情を把握することは不可欠であり、特に新型コロナウイルス感染症による中小企業者の経営環境への影響は多大なものと想定されることから、回復に向けた中小企業者の経営状況の把握が、地域の経済状況を把握することにつながると言えるだろう。

<県内中小企業情勢の把握状況>

しかし、中小企業者の経営状況を県が把握するためには、県が直接的に情報を入手することは現実的ではないと考える。そのための手段として県保証協会の保証のついた中小企業融資制度の活用が考えられるが、県保証協会は融資実行時の情報把握にとどまっており、その後の継続的な事業者の経営状況については把握できていない。一方で中小企業者に融資を実行している金融機関も、県保証協会の保証が付与されていることから信用リスクが低くなっており、財務状態や経営状況について十分に情報を把握しているとは言い難いと考えられる。

(所見)

<今後の取り組みについて>

ウィズ・アフターコロナ枠は、ゼロゼロ資金からの借換えにより経営状況の改善が必ずしも計画通り進んでいない

(検討中：産業政策課)

実績と乖離している指標については、経済情勢等を考慮し、適宜見直しを検討する。

ウィズ・アフターコロナ枠の伴走支援については、県が直接行うものではないため、事業評価に適さないと考えられる。

(対応困難：産業政策課)

ウィズ・アフターコロナ枠は令和6年度で終了しており、制度の要件に企業の情報を県に提供することが含まれていない。

また、信用保証協会が保持している県内中小企業の情報は、同協会の機密情報であり、取扱上、県が入手することは困難である。

事業者が利用することが想定された資金で、県内の中でも特に経営状況が厳しい中小事業者が活用するものであると考えられる。令和3年度からウィズ・アフターコロナ枠による伴走型支援を受けている事業者の状況について、経済産業省より金融機関に対して対象先のデータの提出が求められており、金融機関から提出された情報を信用保証協会が取りまとめて国に提出している。今後は信用保証協会との連携のもと、当該データを活用するなど秋田県内の中小企業の状況を自ら把握し、県内の中小事業者の経営を支援するための政策に活用すべきではないだろうか。

3. 新事業展開資金貸付事業

【意見19】② 「事業指標」の適切性

(79頁～80頁)

(事実)

当該資金は、資金の利用件数を事業指標として、平成29～30年度の実績をもとに目標値を設定している。令和2年度は大きく目標を下回っているものの、その他の年度では目標に対して実績は同等レベルで推移している。

(所見)

その理由として、経営状況の厳しい事業者に対する支援としての性格を持つ資金に対して、当該資金は前向きな資金としての性格を有しており、コロナによる影響を大きく受けることなく、必要な事業者に対して適切に資金の提供が行われていたものと思われる。

その意味からも毎年安定して新規事業に取り組む事業者を支援する資金の件数を指標としていることは適切なものと判断する。

しかしながら、令和5年度については実績件数が161件と伸びており、新型コロナウイルス感染症終息後の地域経済の状況を鑑み、今後の目標の見直しを検討する必要があるのではないかと考える。また、融資の新規枠は一件あたりの融資金額×融資件数で見積もるべきであり、現状では融資の新規枠から推定する融資件数と、事業指標における利用件数には関連性が認めにくい状況にある。今後は両者の整合性も考慮して決定することが望ましいと考える。

4. 中小企業振興資金貸付事業

【指摘事項5】② 「事業指標」の適切性

(83頁)

(事実)

当該資金は、資金の利用件数を事業指標として、平成29～30年度の実績をもとに目標値を設定している。事業指標の実績を見ると、コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度から目標に大きく未達の状況が続いており、令和5年度は大雨による災害復旧資金62件が実行されたこともあり回復傾向にはあるものの、未達の状況は変わらない。

(所見)

その理由として、通常であれば当該資金による融資を受けるとされる事業者であっても、新型コロナウイルス感染症による売上が減少していれば、事業者にとって条件の良い経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）による融資が選択されたためと考えられる。

(検討中：産業政策課)

実績と乖離している指標については、経済情勢等を考慮し、適宜見直しを検討する。

融資件数と融資額の整合性等も考慮し、新規枠の見積方法を検討する。

(対応困難：産業政策課)

どの資金を利用するかは、経済情勢や事業者の経営状況により、事業者が判断するため、目標設定の際に考慮するのは難しいと考える。

このような経営安定資金の内容が社会環境に合わせて見直され、中小事業者を救済するための資金が新設されており、当該資金からの移行が継続することを考慮すると、事業の適切性を判断するにあたっては、当該資金の単独での評価は必ずしも適切ではないかもしれない。中小企業振興資金の利用対象者と経営安定資金の利用者の線引きが必ずしも明確に出来ない状況にあるのであれば、当該事業を単独で目標を設定するのではなく、経営安定資金と合わせて地域の中小事業者に対して適切な資金が供給されているかどうかという視点で、事業評価の目標を設定すべきではないだろうか。

5. 県単機械類貸与事業

【指摘事項6】② 「事業指標」の適切性

(86頁)

(事実)

事業指標としている「投資効果割合」は、貸与設備利用状況調査票に投資効果ありと記入した企業数/回答企業数により算出されたものである。調査対象は、調査日現在で債務の残っている企業（未収先、再リース先、設置後1年未満を除く。）としており、令和4年度45社、5年度は40社が対象となっている。また、回答率は両年度とも100%となっている。

(所見)

アンケートの趣旨は投資効果を利用者が感じることであり、その結果を見ると概ね投資効果があったとの回答を得ていることがわかる。しかしながら、事業の目的が中小企業者の設備導入を支援することであり、中小企業を通じた地域産業の活性化にあることを考慮すると、一定の実施規模の確保が必要であり現行の事業指標だけでは不十分ではないだろうか。前述のように活性化センターでのサポート体制も充実していることから、貸出後の業績の進捗状況や、貸付事業と同様の利用件数を指標として追加することは不可欠なものとする。

6. ものづくり革新総合支援事業

【指摘事項7】② 「事業指標」の適切性

(88頁～90頁)

(事実)

「新秋田元気創造プラン」において、この事業の効果を測定する「事業指標」として、「経営革新計画の承認件数」を選定している。

また、「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として「【指標Ⅰ】経営革新計画承認加算件数率」及び「【指標Ⅱ】給与支給総額向上目標達成率」を設けている。

しかしながら、「経営革新計画の承認件数」及び経営革新計画の承認を受けている県内企業に対し補助金の額を加算する「【指標Ⅰ】経営革新計画承認加算件数率」について、目標に対する実績の達成率が令和4年度、令和5年度とも50～60%の水準に留まっている。

この点につき地域産業振興課の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

(対応困難：産業政策課)

検討した結果、以下の状況から対応困難である。

- ・優良企業は制度融資等を活用するため、県単機械類貸与事業の実施件数が少ないことは必ずしも改善が必要な状況とはいえない。
- ・主として融資可否のボーダーライン上の企業を救うための制度なので、件数増を目的にこのラインを下げた場合、不良債権増大の恐れがある。
- ・件数を指標にすると貸付の予算額が一定の条件下では、少額の案件を増やした方が高評価になってしまう。本来、貸付にあたっては金額ではなく、借入希望の案件の状況で可否を判断するものである。

(対応中：地域産業振興課)

厳しい経営環境においても、会社のあるべき姿への到達を目指し、経営革新計画を策定し実践しようとする中小企業者に対して、県ではこれまでも、関連する補助金の加算や審査の加点要件等により策定を促してきた。しかし目標の達成率が伸びないことから、令和6年度からは、商工団体への協力依頼を強化し、申請者の利便性を高める電子申請を開始した。令和7年度からは審査時に加算する補助事業を拡大するなど、計画策定をより促す取組を行った結果、承認数は増加傾向にある。

計画の策定には金融機関や商工団体等の伴走支援や、策定の動機付けが必要であるため、引き続き関係機関との連携を強化し、支援メニューの拡充を図りながら計画策定

「経営革新計画の承認件数」が少ないのは、コロナ禍で県内企業における新たな取り組みが減少したことによるものと考えている。その後、令和5年にコロナ感染症が5類に移行したことで、一部業種において回復傾向が見られたものの、エネルギー・原材料価格の高騰や人材確保の課題もあって、先行きの不透明感が続いたことから、計画の承認を受けて新たな取り組みに向かうマインドが低調であったことによるものと考えている。

承認件数を増やすため、商工団体や金融機関などとも連携し、県内企業に対して計画を策定する意義や計画承認により受けられる様々な支援策を説明し、経営革新計画の策定を促進していきたいと考えているとのことであった。

「経営革新計画承認加算件数」が伸びない要因は、前述のとおり経営革新計画の承認件数が少なかったことや、加算要件のない物価・エネルギー高騰対策の補助事業が同時期に実施されたこともあって、申請数が少なかったのではないかとのことであった。

(所見)

当該事業は、新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性改善の取組により、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者を対象としており、経営革新計画の承認を受けている事業者に対して補助の加算をしており、経営革新計画承認件数を事業指標としていることは合理性があると考えられる。

前述の通り、当該事業は、新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性改善の取組により、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者を対象としており、経営革新計画の承認を受けている事業者に対して補助の加算をしており、経営革新計画承認加算件数率を事業指標としていることは合理性があると考えられる。また、交付要件として、事業計画に一定の付加価値額の伸び率や給与支給総額の伸び率を設けることを求めており、給与支給総額向上目標達成率を事業指標としていることは合理性があると考えられる。

【意見20】③ 補助事業のフォローアップ状況について
(90頁～94頁)

(事実)

「ものづくり革新総合支援事業(通常型)」及び「ものづくり革新総合支援事業(省エネ型)」について、実施要領第13条(補助金の返還等)等に、「(1) この要領の規定に違反したとき。(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。(3) 交付決定の内容に違反したとき。(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。(5) 災害、倒産その他、知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後に事業計画に係る事業を中止又は廃止したとき。」は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができることになっているが、これらのことを確認するのは、補助事業の実施中はメール等で確認を行っており、補助事業終了後は事業者から提出される事業実施報告やフォローアップを目的とした企業訪問等で確認を行っている。

そして、実施要領第15条(財産の管理)等で、補助金等交付要綱第13第1項により処分が制限される期間(減価償却

を促してまいりたい。

(対応困難：地域産業振興課)

秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱第13条(財産処分の制限等)において、補助事業者が、原価等が一定以上の取得財産を制限期間内に処分する場合は、知事の承認を得る必要があることを明記している。これに違反する場合は補助金の返還を求める場合もあるため、補助事業者に対しては本規定を遵守するよう周知に努めている。

本事業に限らず、これまで数多くの補助事業が実施され、補助件数は相当数まで累積しており、事業実施状況報告期間終了後も、職員が全県くまなく1件ごとに現物の確認に向くことは、労力面から現実的ではないと考える。

資産の耐用年数等に関する省令に定める期間（制限期間が10年を超える対象については、10年を限度）内に、取得財産等を移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を行う必要が生じたときは、届出が必要となっているが、毎年現物確認をしているわけではないので、勝手に処分されてもわからない状況となっている。

（所見）

当該事業の場合、補助限度額が「ものづくり革新総合支援事業（通常型）」は最大8,000千円、「ものづくり革新総合支援事業（省エネ型）」は10,000千円と多額となっているため、耐用年数期間途中で処分売却することで多額な利益を得る可能性も考えられる。

そのため、耐用年数期間中は、定期的に現物確認する必要があると考える。

この点につき地域産業振興課の担当者に確認したところ、以下の回答であった。

設備の現物確認は、フォローアップを目的とした企業訪問時に行うほか、他の用務で当該企業を訪問した場合にも可能な限り確認している。フォローアップは、補助事業で作成した経営計画の期間（3～5年）のうちに1～2回程度実施している。それ以外は、実施後5年間提出される事業実施状況等報告において、目標達成が困難となった状況や事業実施で生じる課題などを記入することになっており、その記載状況等から設備の現況を推測している。実施状況報告において、実施状況に大きな変化が見られた場合などは、適宜フォローアップ訪問を行っている。令和6年度は、他の用務も兼ねての訪問も含め、9月時点で4社訪問し、その際に購入設備の現物も確認しているとのことである。

事業実施状況の報告期間（5年）より長い耐用年数の設備等については、補助事業者は補助金等交付要綱を遵守しなければならず財産処分の際は事前に知事の承認を受けることとしていること、毎年全ての現物確認を行うことは数量的に困難であること、また、国の補助金適正化法における補助金の交付決定取消権や返還請求権の消滅時効は5年と解されていることもあり、報告期間（5年）経過後は、計画的な訪問等による現物確認は行っていないとのことである。

7. リーディングカンパニー創出応援事業

【指摘事項8】② 「事業指標」の適切性

（97頁）

（事実）

「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として、「支援対象企業新規選定数」を設けている。

（所見）

しかしながら、当該事業は、生産性向上による賃金水準の向上や企業価値の向上に資する取組を支援し、地域経済を牽引するリーディングカンパニーを創出することを目的としており、交付要件として、5年間で①労働生産性の伸び率が年率平均3.0%以上、②給与支給総額及び初任給の伸び率が年率平均2.0%以上等としており、採択企業の「労働生産性の伸び率」や「給与支給総額及び初任給の伸び率」

（対応済み：地域産業振興課）

事業評価調書の指標に「労働生産性の伸び率」を加えた。

を事業の業績評価の指標とすることが妥当と考える。「ものづくり革新総合支援事業」参照

【意見21】④ 補助事業のフォローアップ状況について
(99頁)
(事実)

リーディングカンパニー創出支援事業について、実施要綱第17条（補助金の返還等）に、「(1) この要綱の規定に違反したとき。(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。(3) 交付決定の内容に違反したとき。(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。(5) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後、事業計画の期間中に、事業計画に基づく事業を廃止し、知事に廃止届を提出したとき。」は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができることになっているが、これは補助金の交付決定から実績報告・検査・額の確定に至るまでの原則単年度の期間を対象としたものになっている。

そして、実施要綱第20条（財産処分の制限）で、「補助事業者は、取得財産等のうち、取得価額が50万円以上のものを、知事に対して協議し、承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」ことになっているものの、毎年現物確認をしているわけではないので、勝手に処分されてもわからない状況となっている。当該事業の場合、補助率1/2の補助限度額が15,000千円/年×最長3年間＝45,000千円と多額になっているため、耐用年数期間途中で処分売却することで多額な利益を得る可能性も考えられる。
(所見)

そのため、耐用年数期間中は、定期的に現物確認する必要があると考える。

V. 施策の方向性 1-1-6 産業人材の確保・育成

2. プロフェッショナル人材活用普及促進事業

【指摘事項9】② 「事業指標」の適切性
(114頁～115頁)
(事実)

「新秋田元気創造プラン」において、この事業を測定する「事業指標」として、「プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材マッチング成約件数」※を選定している。また、「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として「【指標Ⅰ】経営者との相談件数」及び「【指標Ⅱ】副業・兼業を含む人材の成約（獲得）件数」※を設けている。

※「新秋田元気創造プラン」の「プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材マッチング成約件数」と「事業評価調書」の「【指標Ⅱ】副業・兼業を含む人材の成約（獲得）件数」は、同じ内容のもの。

(所見)

当該事業は、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を活用した事業であるため、プロフェッショナル人材戦略拠点における経営者との相談件数、プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材の成約（獲得）件数を事業の評価指標

(対応困難：地域産業振興課)

現物確認について人員や予算を増加させることが可能であれば全ての補助事業先の確認が可能かもしれないが、人員や予算の増加は見込めないため、現状の取扱いで進めていく。

(対応中：地域産業振興課)

次期総合計画（案）において、「プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材の成約（獲得）件数」の目標を年間100件に上方修正しており、今後の県議会等での議論を踏まえ、策定後の計画に合わせ、事業評価の目標数値も修正することとしている。

とすることは妥当であると考えてる。

しかしながら、「プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた人材の成約（獲得）件数」の令和5年度における実績は目標58件に対し148件（達成率255.2%）となっており、令和6年度、令和7年度においても、目標件数が61件、63件と実績と比べて遙かに小さくなっており、目標件数を引上げる必要があると考える。

この点につき、地域産業振興課の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

相談件数・成約件数とも、拠点のマネージャー・サブマネージャーが自ら企業訪問して掘り起こしを行った成果であり、また多くの業種で人手不足が顕著となっている県内企業の事情を反映したものと考えられる。特に、県内企業の副業・兼業人材に対するニーズは高い（成約実績としても全国上位（3位））。また、成約件数の目標値については、国と上方修正について協議した結果、令和5年度は65件、令和6年度は85件、令和7年度は85件に修正されたとのことである。

【意見22】③ 予算の執行状況について

（115頁～118頁）

（事実）

「2. プロフェッショナル人材活用促進事業」の予算の執行状況について確認したところ、すべての案件について、執行率は100%となっているが、DX枠の補助がないため、この点につき、地域産業振興課の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

DX枠については、国からの働きかけもあり、令和5年度から設定したものである。令和5年度はDX枠に該当する人材の成約はなかったが、令和4年度以前にもDX枠の趣旨に該当する人材の成約実績があったところであり、また、令和6年度もこれまで複数の成約実績があり、県内企業のニーズも高いものと受け止めている。

また、「3. 副業・兼業人材活用促進事業 ①副業・兼業人材活用事業費補助金」の予算の執行状況について確認したところ、補助限度額に対し執行率が平均18.9%と低くなっていた。

（所見）

その理由として企業が負担する移動経費がオンラインで不要になったとのことであるが、そうであれば、補助限度額を引き下げる必要があると考える。

この点につき、地域産業振興課の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

ご指摘の実態を踏まえ、令和6年度から限度額を通常枠50千円、DX枠100千円に改めた。一方で、民間人材紹介会社の報酬が現在の割安傾向から値上げに踏み切る可能性もあることから、今後は市場の状況を踏まえながら、適正な予算措置に留意する必要がある。

3. 人材確保・定着推進事業

【意見23】＜新プランに記載の成果指標＞

（122頁～123頁）

（事実）

（対応済み：地域産業振興課）

令和7年度から国の制度創設に伴い、個別の実情に応じて柔軟に対応できるよう、手厚い支援として「新規利用枠」（補助率10分の8、上限50万円）を設けている。

オンラインが副業の主流ではあるものの、交流人口の拡大や副業の効果発現の観点からは来秋による現状把握と対面での意思疎通が重要であり、限度額については副業の実態を十分把握しながら、また人材紹介会社の手数料の動向も踏まえながら柔軟に対応していきたい。

（対応困難：雇用労働政策課）

プラン期間の途中で指標の変更は原則的には行っていない。

キャリアコンサルティング利用者の就職率(%)がR4で大きく減少し、R5もほぼ同じ比率で推移した結果、新プランで定める目標値を大きく下回ることとなった。県は、“今の仕事が自分自身に合っているかどうか”など、就職率に影響しない職場定着に関する相談も増加してきていることから、利用者の就職率が低くなってきていると考えていて、指標としては、キャリアコンサルティング利用者の就職率ではなく、新規利用者数とするのか妥当ではないかと考えているが、プランの期間の途中での変更は不適切との考えもあるため、見直しは行っていない。

(所見)

指標の達成率が低いと、当該事業に対する評価も低い評価となってしまふ。指標が目標値と大きく乖離しており、その状況が今後も続く見通しであれば、プランの途中段階でも指標の見直しを検討してみてもどうか。

【指摘事項10】 <事業評価調書の指標>

(123頁～124頁)

(事実)

「人材投資促進事業」「採用力拡大支援事業」及び「魅力的な職場づくりステップアップ支援事業」は、人材確保・定着推進事業の内訳事業であることを理由に、成果指標や目標値は設定していない。

(所見)

しかし個々の事業を実施していく上では、指標や目標値は必要である。それぞれの事業には、事業の内容に適した指標や目標値があると考えられるため、目標値を設定し実績と比較することで、次年度以降の事業の実施に役立てていく必要がある。

【意見24】 <女性の新規就業支援事業について>

(125頁～126頁)

(事実)

就職者数は大きく減少したが、本事業に参加した女性の人数は123人と過去3年間で最大となっている。県としては、家庭の状況等により、今すぐに就職できない参加者も増加していることから、継続的に支援していくことで新規就業につなげたいと考えている。

(所見)

ただ参加者等はやはり少ないため、支出に見合う効果が表れるよう、より一層の対応をお願いしたい。

【意見25】 ○就職氷河期世代正規雇用化への支援

(127頁～128頁)

(事実)

当該事業の補助金については、いずれの補助金についても実績額が予算額を大きく下回る結果となった。特に、資格取得奨励制度等整備への支援事業は、申請件数は0件で、支給実績がない状況である。

(所見)

R5年度に新たにスタートした事業のためやむを得ない面もあり、県としてはやれるだけのことはやっているのに、これ以上の対策はできないとしているが、来期以降は制度

なお、現在、次期総合計画の策定を進めており、指標については改廃を含め、改めて検討中である。

(対応済み：雇用労働政策課)

令和8年度予算要求にあたり、事業デザインシートを作成し、事業内訳毎に目標値を定めたところである。(なお、ご指摘の「魅力的な職場づくりステップアップ事業」は令和6年度で事業終了、「採用力拡大支援事業」は令和7年度で事業終了である。)

(対応困難：雇用労働政策課)

令和6年度で事業終了。

(対応済み：雇用労働政策課)

実績等を踏まえ、以下のとおり、見直しを行っている。

資格取得奨励制度等整備への支援については、令和5年度に実績なしだったため、その年限りで廃止。

企業向けのリスキリング支援については、実績が少ないことから令和6年度で終了。

一方で、個人向けの専門性の高いリスキリングへの支援を令和6年度から開始して

を浸透させるために補助金制度の周知方法を検討するか、あるいは対象範囲を広げるなど制度自体の見直しを検討する必要があると考える。

【意見26】○在職者等への学び直し機会の提供

(129頁)

(事実)

受講者数は期間中伸び悩み、最終のID数（実数）も定員割れであった。また、講座完了数は2,641講座で、一人当たり講座数は3.4講座であった。eラーニング講座数は550講座あるなか、受講実績からは、eラーニング講座に対するニーズが少なく、事業の有効性・効率性・経済性の観点からは満足のいく結果が得られなかった。県は、当該事業の周知方法として、商工団体、関係機関、市町村へのチラシの配布、県ウェブサイトへの掲載、SNSでの情報発信等を行っているが、受講実績からすると十分な効果が表れていない。

(所見)

今後さらに周知の方法を検討する必要があるが、アンケート結果からも今後対応が必要になる事項が見えてくるため、講座の利用をより広く進めるための対策が必要である。

4. 職業能力開発支援事業

【意見27】<就業能力向上支援事業について>

(134頁～135頁)

(事実)

当初予算については、国（厚労省）との委託契約であり、国と調整している。受講者に関しては、定員を最大限で見つけて訓練を国から受託しているが、実際の受講者が定員より少ないため予算に残額が生じる。この予算分は国との委託契約による予算であるため、予算残が生じた場合は国との変更契約を行った上で返還する必要があるため他の事業には転用できないというのが県の見解である。

(所見)

しかし、国の予算だからといってこのような予算執行率が継続したままでは、事業の有効性の観点からも好ましくはない。

県は今後、訓練についてのPR活動（SNS広告のほか、チラシの配布、市町村広報誌等への記事掲載、ハローワークでのセミナー実施等）を行い、受講者の確保に努めると共に委託先の開拓に取り組むとしているが、執行率が下落傾向にあるため、より一層実効性のある活動を行っていただきたい。

【意見28】<職業訓練受講促進事業について>

(139頁～140頁)

(事実)

産業労働部の施策の概要に、雇用労働政策課の「施策推進方針」として、(2)に次のように記載されている。

いる。

正規雇用化への奨励金については、令和5年度は就職氷河期世代を対象としていたが、令和6年度に対象者に若年女性を加え、更に令和7年度は前年の利用実績を踏まえ、対象者を女性(55歳以下)に絞って実施している。

(対応困難：雇用労働政策課)

令和6年度で事業終了。

(対応済み：雇用労働政策課)

従来からのハローワークにおけるリーフレットの配布やセミナーの開催、市町村広報への記事掲載のほか、県立技術専門校ポータルサイト上での広報、SNSを活用した広報、(独)高齢・障害・求職者支援機構秋田支部と連携した広報などを実施し、受講者の確保のために取り組んでいるところである。

加えて、令和8年度は、計画を精査の上、コース数及び定員を削減して実施することとしている。

(対応済み：雇用労働政策課)

令和6年度から資産要件を撤廃し、対象とする訓練分野も拡大したほか、SNS広告等を開始したことにより、令和6年度は支給見込み人数70人を上回る85人に給付金

職業訓練の受講促進に向けた環境整備と労働移動の促進
雇用保険の受給資格がない求職者への給付金の支給を通じて、職業訓練の受講を促し、訓練期間中の生活の安定を図ることにより、早期の再就職と人材不足が顕著な介護・建設関連分野への労働移動を促進します。

(所見)

しかし、これだけ予算の執行率が低いと、当該事業が当初の目的通り有効に実施されたとはいえない。

県は、今後の対策として

- ・技術専門学校と委託先によるハローワークセミナーの開催のほか、健康福祉部と連携した取組の実施により介護職の魅力発信に努める。
- ・訓練開始時期については可能な限り他機関と重複しないよう、引き続き関係機関との調整を行う。
- ・令和6年度から資産要件を撤廃し、対象とする訓練分野も拡大したうえで、人材不足分野及び成長分野における即戦力となる人材の育成を促進する。

を考えているが、このままでは秋田県内の人材不足や雇用のミスマッチの解消にはならない。

対象人数を成果指標として設定し、指標の達成状況で事業の評価を行うべきである。そして指標達成に向けた対応策を考え実施し、当該事業の有効性を高めていただきたい。

【指摘事項11】【指標について】

(140頁～141頁)

(事実)

職業能力開発支援事業にある7事業の内、成果指標を定めているのは「就業能力向上支援事業」のみであり、ほかの6事業については成果指標や事業目標を設定していなかった。

(所見)

事業を実施するからには、基本的に成果指標・目標値は必要である。それぞれの事業に成果指標・目標値を設定し、目標と実績の比較分析を行うことは有用である。達成状況の分析結果を翌年以降の事業活動に役立てるという一連のサイクルを確立し、継続的に運用していくことが必要である。

【意見29】【予算の執行状況について】

(141頁)

(所見)

予算の執行状況や、成果指標の推移・目標の達成度から判断すると、当該事業は秋田県内の産業を支える人材の育成強化や職業能力の向上に、必ずしも十分に結び付いていない可能性がある。現状を容認していたのでは、秋田県内における深刻な人手不足や求人と求職のミスマッチは改善しない。特に若年層に向けた広報を強化するために様々な手法を活用して情報発信を行い、訓練の応募者を増やすための活動を実施するなど、県として事業の有効性を高めていくための施策が必要である。

【意見30】【予算の執行状況について】

(141頁)

を支給した。引き続き事業の有効性を高めるため、情報発信に努めていく。

(対応済み：雇用労働政策課)

令和8年度予算要求にあたり、事業デザインシートを作成し、ほかの6事業についても目標値を定めたところである。

(対応済み：雇用労働政策課)

事業の有効性を高めるため、令和6年度に県立技術専門学校ポータルサイトを立ち上げ、各種職業訓練についての情報発信を行うと共に、特にハローワークに来所しない若年層に向けたSNS広告等を活用した広報を開始している。

(対応済み：雇用労働政策課)

就業能力向上支援事業の予算に関して

(事実)

秋田県産業労働部が公表している「新秋田元気創造プランの推進 ～県内企業の「稼ぐ力」の向上と魅力ある雇用の場の創出～ 秋田県の産業振興施策について」では、「職業訓練による産業人材の育成」という項目に、予算額：579,708千円（※当該事業を含む職業能力開発支援事業全体の612,842千円から職業訓練受講促進事業の33,134千円を除いた金額）と記載されていて、事業の説明がなされている。

(所見)

しかし、就業能力向上支援事業のように、毎年このような低い予算の執行状況が継続しているのでは、当該事業の規模に対して秋田県民の誤解を招くのではないか。予算を確保したからには、予算規模にふさわしい事業を実施する必要があると考える。国との交渉で得た予算であるため、秋田県の他の予算には影響しないかもしれないが、予算残が多額に発生するということは、県が実施しようとしている事業が、当初の見込み通りに実施できていないということでもある。そのことを認識し、改善するための対策を考え、施策を実施する必要がある。それができないのであれば、国との予算交渉の仕方を見直すべきではないか。

VI. 施策の方向性 1-1-7 起業の促進と小規模企業の振興

2. あきた起業促進事業

【意見31】＜指標について＞

(144頁～145頁)

(事実)

秋田県は、東北の他県と比べても開業率は低いが、県は、秋田県の場合そもそも起業を目指す人が少ないとしている。

(所見)

また県内における起業の多くは、飲食、理美容などの小規模な経営形態であることから、雇用するまでには至っていないことが開業率の上昇につながらないものと推測している。

今後の対策として県は、

- ・ 商工団体等と連携して、県全体の起業家意識の醸成を図っていくこと
- ・ 若年層に対し、起業やスタートアップが将来の職業の選択肢となるよう起業家教育に取り組むこと
- ・ スタートアップを目指す者（学生等）に対し、ビジネスプランをブラッシュアップする機会を提供していくこと

を考えているが、秋田県において起業を目指す人が増える環境づくりが急務である。

指標としての開業率が目標値と大きく乖離しているのは、秋田の将来の経済に明るさを見出すことは出来ない。

起業は重要である。「秋田スタートアップエコシステム推進事業」と連携して開業率が伸び悩んでいる要因を分析し、少なくとも東北の他県並みの開業率を達成できるような施策の実行に力を入れる必要がある。

は、国が執行率の改善のため、令和8年度から計画数を大幅に減少させている。本県においてもハローワーク等の関連機関との意見交換等によりこれまで以上に必要性等を精査して計画策定を行っている。

(対応済み：商業貿易課)

本年度、起業塾等における参加者数の低迷という課題を抜本的に解決すべく、県担当者による県内全商工会議所への実地調査及びヒアリングを実施した。

ヒアリングの過程においては、特に参加実績が伸び悩んでいる商工会議所に対し、表面的な募集活動の強化にとどまらず、以下の構造的な課題解決に向けた協議を行った。

- ・ 参加者数が低位に留まっている要因の把握
 - ・ 基礎自治体（市役所）との効果的な連携
 - ・ 創業支援事業計画の策定に向けた検討
- こうした協議の結果、各商工会議所より課題解決に向けた取組を行う旨の意思を確認した。さらに、事業の有効性を定量的に評価するため、「参加定員の過半数以上の確保」を具体的数値目標として設定し、事業推進を図った結果、現在まで概ね全ての商工会議所において当該目標を達成し、事業実施における改善効果がみられた。

今後は、商工団体と基礎自治体における効果的な連携を後押しするとともに、関係機関との情報共有を密にし、成果指標である「開業率」の向上に資する施策を体系的に推進していく。

【意見32】＜起業家育成事業＞

(145頁)

(所見)

起業塾への参加者が少ない、あるいは伸び悩んでいる実施主体については、県としても参加者を増やすような積極的な働きかけが必要ではないか。県は、県全体の取組として、起業が職業の選択肢の一つであることを理解していただくよう機運醸成を図るとともに、起業の裾野を広げるため若年層に対する起業家教育に取り組んでいく必要があると考えているが、そうであるならば、補助金を支給して各実施主体に起業塾の運営の多くを任せるのではなく、実施主体とより一層連携し、起業塾を活用するよう参加者の増加につながるような対応を行う必要がある。

【意見33】＜起業塾受講者等個別サポート事業＞

(146頁)

(事実)

交付決定額は、各実施主体は同額で300千円であるため、サポート人数一人当たりの金額に、秋田商工会議所とそれ以外の実施主体とは、大きな隔りがある。

(所見)

事業を実施するに当たり、講師料や広告費など一定の経費を要することは理解できるが、事業効果を高めるためには、まずはサポート人数を増加させる必要があると考える。毎年実施主体ごとにサポート人数の目標値を設定するなど、目標の達成状況で当該事業の評価等を行っていただきたい。

【意見34】＜起業支援事業＞

(146頁～147頁)

(所見)

起業支援事業として、地域課題解決枠が重要であるのは理解できるが、過去3年間24,000千円の予算措置している

(対応済み：商業貿易課)

本年度、起業塾等における参加者数の低迷という課題を抜本的に解決すべく、県担当者による県内全商工会議所への実地調査及びヒアリングを実施した。

ヒアリングの過程においては、特に参加実績が伸び悩んでいる商工会議所に対し、表面的な募集活動の強化にとどまらず、以下の構造的な課題解決に向けた協議を行った。

- ・参加者数が低位に留まっている要因の把握
 - ・基礎自治体（市役所）との効果的な連携
 - ・創業支援事業計画の策定に向けた検討
- こうした協議の結果、各商工会議所より課題解決に向けた取組を行う旨の意思を確認した。さらに、事業の有効性を定量的に評価するため、「参加定員の過半数以上の確保」を具体的数値目標として設定し、事業推進を図った結果、現在まで概ね全ての商工会議所において当該目標を達成し、事業実施における改善効果がみられた。

(対応済み：商業貿易課)

本年度、起業塾等における参加者数の低迷という課題を抜本的に解決すべく、県担当者による県内全商工会議所への実地調査及びヒアリングを実施した。

ヒアリングの過程においては、特に参加実績が伸び悩んでいる商工会議所に対し、表面的な募集活動の強化にとどまらず、以下の構造的な課題解決に向けた協議を行った。

- ・参加者数が低位に留まっている要因の把握
 - ・基礎自治体（市役所）との効果的な連携
 - ・創業支援事業計画の策定に向けた検討
- こうした協議の結果、各商工会議所より課題解決に向けた取組を行う旨の意思を確認した。さらに、事業の有効性を定量的に評価するため、「参加定員の過半数以上の確保」を具体的数値目標として設定し、事業推進を図った結果、現在まで概ね全ての商工会議所において当該目標を達成し、事業実施における改善効果がみられた。

(対応済み：商業貿易課)

本事業における「予算額」と、事業者への「採択・交付決定額」については、概ね同額で推移しており、当初の事業需要の見込み自体に大きな乖離はないと認識してい

にもかかわらず、予算の執行率が年々低くなっている。執行率を上げるための施策を総合的に実行していくのは第一であるが、県の限られた財政事情の中で、実態とかけ離れた予算を継続して確保することは好ましくないものと考ええる。予算と実績との乖離が継続している場合には、当該事業の検証を行い、翌年度は適正予算を見積る必要がある。

【指摘事項12】【個別事業の目標値について】

(146頁～147頁)

(事実)

あきた起業促進事業としては、「開業率」を指標として定めているが、当該事業の中の個別事業である「起業家育成事業」「起業塾受講者等個別サポート事業」および「起業支援事業」については、事業ごとの具体的な成果指標、目標値は特に定めていない。

(所見)

個別事業の評価を行うためにも、何らかの活動指標を設ける必要があると考える。活動指標としては、例えば「起業家育成事業」であれば起業塾への参加者数、「起業塾受講者等個別サポート事業」であればサポート人数、「起業支援事業」であれば、補助金の申請者数などが考えられる。

【意見35】【あきた起業促進事業の効果について】

(147頁～148頁)

(事実)

あきた起業促進事業は三つの個別事業から構成されているが、起業スキル習得塾の受講者が伸び悩み、個別サポート事業のサポート人数も減少傾向にあり、起業支援事業の補助金も予算対比で未使用の金額が年々膨らむ傾向にある。三つの事業にはそれぞれ関連性があるものと思われるが、秋田県内の起業が縮小傾向にあることは避けなければならない。また開業率についても、新プランでは年々アップする目標値を設定しているが、実際は減少しており、東北六県においても最下位である。

起業を増やすことは、秋田県経済の将来の活性化、あるいは人口減少を食い止めるためにも非常に重要である。県商業貿易課は今後の対応として、「商工団体等との連携」と「関係部局との連携」をあげており、前者については、「商工団体等と今まで以上に関わる必要があると考える」、また後者については、「若者や移住、六次産業による起業活動が県内各地において行われているため、関係各課と情報共有を図るとともに、必要に応じて関係機関につなげる等（例えば、移住フェアにおいて起業相談窓口を設置する）の取組を行い、起業を目指す方に対する支援をオール県庁で行っている」としている。また、令和5年度から、スタートアップをメインとするものであるが、起業（スモール

る。

一方、決算（実績）段階で乖離が生じている主たる要因は、採択された起業家が事業を実施する過程において、不測の事態等により計画の変更や縮小、あるいは事業の中止を余儀なくされるケースが発生するためである。これは、リスクを伴う新規創業を支援するという本事業の性質上、一定程度避けられない側面がある。

このような事業特性はあるものの、限られた財源を有効に活用する観点から、過去の実績を考慮し、より実態に即した予算見積もりに努めた。

(検討中：商業貿易課)

「起業家育成事業」及び「個別サポート事業」については、本年度、各商工会議所において「参加定員の過半数の確保」を具体的な数値目標として設定し、事業を実施した。広報強化等の対策を講じた結果、概ね全ての会場において当該目標を達成し、事業の改善が図られた。

「起業支援事業」については、活動指標としてより実効性のある目標値を設定するため、まずは市町村における創業支援の実施状況等を詳細に把握・分析した上で、適切な指標を設定することとしている。

(対応済み：商業貿易課)

スタートアップ支援を主軸とした部局間連携の一環として、各関係部局に相談窓口を設置したほか、県内自治体職員を対象とした勉強会を開催するなど、全県的な支援機運の醸成とノウハウの共有を図っている。

今後も、当該連携を通じたスタートアップと起業に関する情報共有を密にし、県全体の開業率向上を目指す。

ビジネス)に関する事項についても、部局連携プロジェクトとして会議を開催するなど、情報共有のほか、勉強会なども開催している。

(所見)

上記に記載の通り、秋田県経済の将来の活性化にとって、起業は非常に重要である。県庁内で関係各課と横のつながりを密にし、情報共有をより一層促進させ、開業率の向上につなげていただきたい。

3. 秋田スタートアップエコシステム推進事業

【意見36】<秋田スタートアップエコシステム地域プラットフォーム構築事業>

(150頁)

(事実)

秋田県内における起業は停滞しており、開業率は目標とは逆に下落傾向にある。

(所見)

委託先の実施報告書を、起業に関する今後の基本方針の策定や事業の実施に有効活用し、開業率の向上に役立てていくことは重要である。

VII. 施策の方向性 1-2-1 輸送機関連産業の振興

2. 輸送機産業強化支援事業

【指摘事項13】② 「事業指標」の適切性

(155頁)

(事実)

「新秋田元気創造プラン」において、この事業の効果を測定する「事業指標」として、「輸送用機械器具製造業の製造品出荷額」を選定している。また、「事業評価調査」においても、事業の業績を評価する指標として同じ内容の「【指標 I】輸送機関連の製造品出荷額」を設けている。しかしながら、この指標は、当該事業の成果を直接測定する指標となっていない。

(所見)

そこで、「1. 航空機産業強化支援事業」「(1) 販路開拓支援」に対しては、航空機装備品メーカー・県内企業訪問件数、「(2) QCD向上支援」に対しては、技術指導を実施した企業数等を指標とすることが望ましい。また、「2. 自動車産業強化支援事業」については、プロジェクトマネージャー、パワーアッププロデューサー、中京地区アドバイザーの支援企業数、訪問企業数等を指標とすることが望ましい。

なお、輸送機産業振興室の担当者を確認したところ、輸送機産業という製造業のうちの特定産業を振興する事業であるため、輸送機関連の製造品出荷額の指標は必要と考えているとのことである。

【意見37】③ 予算の執行率について

(156頁)

(事実)

「1. 航空機産業強化支援事業」の予算の執行率が、令和3年度10.3%、令和4年度59.9%、令和5年度52.1%と低くなっているため、その理由につき、輸送機産業振興室の担当

(対応済み：商業貿易課)

若年層がスタートアップ(起業)に挑戦するケースが少ないため、報告書を参考にするなどした上で、その裾野拡大や機運醸成を目指してイベントを実施した結果、着実に成果が出てきている。

(検討中：輸送機産業振興室)

製造品出荷額は全体の成果指標として重要ではあるが、個別事業の直接的な効果を測る指標としては改善の余地があるため、次期計画では、支援を通じて企業に生じた具体的な改善効果を測る指標の設定を検討する。なお、ご提案の訪問企業数等の活動実績については、そのみでは地域経済への直接的な寄与を裏付けるには遠いため、事業進捗の管理に活用してまいりたい。

(対応済み：輸送機産業振興室)

輸送機産業強化支援事業のうち、航空機産業強化支援事業の予算残が多くなったのは、コロナ禍による民間航空機需要の急減や県内企業の失注といった当初の計画段階では想定し得なかった外部環境の急激な変

者に確認したところ、以下の回答を得た。

予算執行率の低さは、コロナ禍を発端とした民間航空機需要の落ち込みに伴う県内企業の失注等による事業活動の縮小により県内企業訪問実績が想定を下回ったためである。リモート対応の準備はしていたが、技術指導に当たって実際の作業等はリモートでは十分に伝わらないと懸念されたのか要望がなかったとのことである。そして、予算が令和3年度、令和4年度の1,770千円から令和5年度に1,232千円に下がっているのは、令和3年度、令和4年度の執行率が低かったためとのことである。

3. 航空機システム電動化研究・開発推進事業

【指摘事項14】② 「事業指標」の適切性

(158頁～159頁)

(事実)

「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として「【指標Ⅰ】電動化システムの研究開発を起点とした産業拠点の創出数」及び「【指標Ⅱ】研究開発に関連する企業における設計・開発技術者の増加数」を設けている。

(所見)

当該事業の目的が、本県企業の固有技術を起点とした秋田大学、秋田県立大学及び地域企業によるモーターやその応用機器・システムの研究開発を支援することで、航空機を始めとした電動化システム関連産業の創出と、それを担う人材育成により県内製造業の競争力強化と地域雇用の拡大を図ることであり、事業指標はこれらの目的の達成度合いを測定するものとして適切であると考ええる。

しかしながら、「【指標Ⅰ】電動化システムの研究開発を起点とした産業拠点の創出数」は、令和5年度において、目標6社に対して実績が1社と遙かに下回っている。また、多額の予算に関わらず成果に結びついていないように見えてしまっており、より適切な事業を評価する指標を設けることも検討すべきと考ええる。

この点につき、輸送機産業振興室の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

実績は目標に対し下回っているが、試作品製造に関わった県内企業からは、本事業への参画により難易度の高い磁性材料の研磨技術を得ることができ、新しく自動車関連企業から見積依頼があった等の意見もあり、企業の技術力向上の面で成果が徐々に出ていていると考えている。また、事業を評価するより適切な指標については、間接的な事業効果指標となるかもしれないが、輸送機関連製造品出荷額や県内大学の理工系学部卒業者の県内就職者数が想定される。

4. 輸送機産業電動化等対応促進事業

【指摘事項15】② 「事業指標」の適切性

(162頁)

(事実)

「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として「【指標Ⅰ】輸送機関連の製造品出荷額の増加額」及び「【指標Ⅱ】給与支給総額の年増加率」を設けている。

(所見)

当該事業は県内輸送機産業の振興を目的としており、産

化に起因するものであったが、令和6年度には需要を見極め、予算額を約半分に減らす対応をしている。

(検討中：輸送機産業振興室)

事業効果指標について、輸送機関連製造品出荷額や県内大学の理工系学部卒業者の県内就職者数等の適切な指標を検討する。

(対応予定：輸送機産業振興室)

輸送機関連の製造品出荷額の増加額については、次期計画ではより意欲的な目標値とするため、コロナ禍からの回復・反動期の年平均成長率8.6%を、2024年実績に5年間複利で適用し、目標値を設定する予定である。

また、電動化対応等促進事業（令和6年

業全体の成長度合い（指標Ⅰ）と実施事業（電動化設備導入補助金）の成果（指標Ⅱ）の2つを指標としており、適切に事業指標を設けていると考える。

しかしながら、「【指標Ⅰ】輸送機関連の製造品出荷額の増加額」については、令和4年度の達成率が363.2%、令和5年度の達成率が790.8%となっているにも関わらず、目標値は令和4年度～6年度とも2,175百万円のままとなっており、適切な目標値が設定されているとは考えられない。

この点につき、輸送機産業振興室の担当者に確認したところ、設備投資による出荷額の増加を想定し、年2,175百万円の目標値を設定したもので、妥当性はあると考えているとのことであった。

また、「【指標Ⅱ】給与支給総額の年増加率」については、令和4年度の達成率が325.0%、令和5年度の達成率が330.0%となっているにもかかわらず、目標率は令和4年度～令和6年度とも2.0%のままとなっており、適切な目標率が設定されているとは考えられない。

この点につき、輸送機産業振興室の担当者に確認したところ、現在の物価高騰に伴う賃金引上げを想定できなかったが、目標値設定当時は妥当なものだったと考えているとのことであった。

IX. 施策の方向性 1-3-2 伝統的工芸品等産業の振興 2. 伝統的工芸品等振興事業

【指摘事項16】② 「事業指標」の適切性

(178頁～179頁)

(事実)

「新秋田元気創造プラン」において、この事業の効果を測定する「事業指標」として、「伝統的工芸品の生産額」を選定している。この事業は、県内伝統的工芸品産地等の多彩な地域資源との連携による販路開拓、新商品開発及び経営基盤の安定に資する取組を支援するものであり、その成果として秋田県の伝統的工芸品の生産額を指標とすることは合理性があると考ええる。

また、「事業評価調書」において、事業の業績を評価する指標として「秋田県伝統的工芸品関係補助金の補助件数」を設けている。当該事業の主な事業内容として、「1. 新時代対応型伝統的工芸品等支援補助事業」があり、その補助件数を指標とすることは適切であると考ええる。

(所見)

しかしながら、当該指標において、令和4年度は目標10件に対して17件達成（達成率170.0%）、令和5年度は目標10件に対して12件達成（達成率120.0%）しているにも関わらず、令和6年度、令和7年度とも目標を10件のままとしており、目標値の見直しを検討する必要があると考ええる。

なお、この点につき、地域産業振興課の担当者に確認したところ、この目標は、新たな販路開拓や商品開発、原材料確保等の課題克服に取り組む産地組合等を支援する補助事業の採択予定数から設定したものであることから、今後の目標値については、対象となる補助事業の予算規模に応じて見直しを行うとのことであった。

【意見38】③ 予算の執行状況について

度で終了）では給与支給総額の2%以上の増加を目標値として掲げていたが、物価高が進行している状況を踏まえ、後継事業となる「輸送機産業好循環サイクル促進事業」ではより適切な目標値として新たに「県内輸送機関連企業の従業員1人当たりの生産額の増加率年3%以上」と定めたところである。

(対応済み：地域産業振興課)

令和7年度予算の採択予定件数がプランの目標値と同数(10件)となったことから、目標件数の見直しは行わなかった。

(参考)

令和6年度：目標10件、実績12件

令和7年度：目標10件、実績11件

(対応済み：地域産業振興課)

(180頁～181頁)

(事実)

「3. 伝統的工芸品等産地間連携事業」について、令和4年度に予算70千円に対し実績23千円(執行率33%)、令和5年度に予算70千円に対し実績28千円(執行率40%)と低い執行率となっていた。この点につき、地域産業振興課の担当者に確認したところ、県内の伝統的工芸品等産業の関係者が一同に会する協議会の開催に際し、予定していた県庁内の会場を使用することができたため、庁外の会場を使用する必要がなくなり、支出が抑えられたとのことであった。

「4. 秋田県伝統工芸士認定事業」について、令和3年度に当初予算250千円に対し実績23千円(執行率9%)、令和4年度に当初予算224千円に対し実績33千円(執行率15%)、令和5年度に当初予算224千円に対し実績0千円(執行率0%)と非常に低い執行率であった。この点につき、地域産業振興課の担当者に確認したところ、令和3、4年度は秋田県認定工芸士等として認定する対象者が想定より少なかったため支出が少なく、令和5年度は対象者がいなかったため、予算が執行されなかったとのことである。

(所見)

しかしながら、秋田県認定工芸士等として認定する対象者がいないということは、秋田県伝統的工芸品の製造に従事する者が育っていないということであり、今後は、秋田県伝統的工芸品の製造に従事するなり手を育成する事業を設ける必要があるのではないかと考える。

なお、地域産業振興課の担当者によれば、工芸士の認定には、みらいの工芸士で6年以上、秋田県認定工芸士で12年以上の実務経験を必要とすることから、毎年多数の工芸士が認定される訳ではないとのことであった。伝統的工芸品等産業における職人や担い手不足は大きな課題であることから、県や市町村等では産地組合等と連携して、インターンシップの実施など、職業や産業としての魅力を伝える取組を行っている。また、市町村では、地元小中学生に対して伝統的工芸品の製作体験や給食用の食器に使用するなど、若い頃から伝統的工芸品に触れ理解を深める取組を行っているとのことである。

X. 施策の方向性1-3-3 商業・サービス業の振興

【意見39】2. 商業・サービス事業者等ECサイト活用促進事業

(183頁)

(事実)

当該事業は新規事業である。

(所見)

全国的にEC市場は拡大しているが、秋田県はEC出店企業数が全国低位にある状況から、今後力を入れていかなければならない事業であると考え。売上高の向上に結び付くには時間を要するかもしれないが、継続的なフォローアップを実施していただきたい。

XI. 施策の方向性1-4-1 企業立地等の促進

2. はばたく中小企業投資促進事業

これまでの予算は、制度発足時を参考に最大の認定者数を想定して計上していたが、令和7年度は近年の実績を踏まえ、予算額を見直し、圧縮している。

認定者数は年度で増減するもので、令和5年度は認定者がいなかったが、令和6年度は2名を認定し、7年度は4名を認定する予定である。

職人の育成は各産地共通の課題であり、今後も地元自治体と連携し、産地における担い手の確保、人材育成の支援に取り組んでまいりたい。

(対応済み：商業貿易課)

本事業は令和6年度に終了したが、事業主体であった秋田県産品EC活用促進協議会の構成員であった商工団体等が、引き続き継続的なフォローアップに取り組んでいる。

【指摘事項17】② 「事業指標」の適切性について
(193頁)

(事実)

事業指標については、「企業の投資判断は経済状況及び各企業の業績予測、事業計画によるところが大きく、補助事業の指定を行っても、計画通りに資本投下を行わない場合があるため。」という理由から設定していない。

(所見)

しかしながら、事業活動は相手側の意思決定を無視してその活動が行われるものではなく、県の役割は、如何に相手側が計画通りに設備投資（資本投下）が行なわれるよう助言や指導を行うことではないだろうか。このように考えると、事業指標を設定しない理由として「計画通りいかなから指標を設定しない」という説明は合理的な理由とは言えない。

事業活動を行うためには事業の目的を考慮して何らかの事業指標を設定する必要があると考える。具体的な事業指標の設定については、効果的な助成金の活用という観点からすると、例えば「新規雇用一人当たりの助成金額」を事業指標とすることも一つの方法ではないだろうか。

3. 立地環境プロモーション強化事業

【指摘事項18】② 「事業指標」の適切性について
(195頁)

(事実)

事業指標は、ホームページ「あきた企業立地サポートガイド」へのアクセス件数とされている。

(所見)

実際、当該ホームページを閲覧すると県の工業団地に関連する物件情報や手続情報が記載されているだけでなく、秋田県の気候や風土、暮らしなどを魅力的に示すものとなっており、秋田県への進出を検討する企業にとって分かり易いものとなっているように感じた。ホームページの閲覧により対象者の裾野を広げることで、将来の企業立地の促進が図られることは合理的なものであり、閲覧数を事業指標と設定することは適切なものと判断する。

一方で、当該事業における支出の多くが専門誌へのPR広告となっており、その活動の効果を何らかの形で評価する必要があるのではないだろうか。専門誌のアンケート結果の係数化による指標の設定やセミナー来場者への聞き取りなどから、専門誌へのPR広告に関する指標の設定を追加することが望まれる。

4. あきた企業立地促進助成事業

【意見40】① 「実施内容」の適切性について
(198頁～199頁)

(事実)

事業の実施内容は、県内産業、経済に対する効果の期待される企業の初期投資の費用負担を助成金の支出により軽減支援して、企業誘致及び立地を促進するものであり、過去5年間における助成金拠出企業数、拠出金額及び新規雇用者数は次の通りである。

(対応予定：産業集積課)

はばたく中小企業投資促進事業については、令和8年4月1日からAターン者等の雇用者数に応じて、補助金の加算率を決定するなど、企業に対してAターン者等の雇用を促す内容に制度改正する予定である。

この改正にあわせて、成果指標等の設定を検討する予定である。

(対応予定：産業集積課)

専門誌へのPR広告は令和6年度で終了しているが、今後同様の事業の実施を検討する際には、首都圏で開催する立地説明会等のアンケートなどにより事業効果を確認する。

(対応予定：産業集積課)

あきた企業立地促進助成事業補助金については、令和8年4月1日からAターン者等の雇用者数に応じて、補助金の加算率を決定するなど、企業に対してAターン者等の雇用を促す内容に制度改正する予定である。

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
拠出先数(件)	25	18	11	10	10
拠出金額(千円) A	1,971,465	1,531,773	759,331	1,434,924	1,967,070
新規雇用者数(人) B	936	451	180	196	159
雇用一人当たり助成金額 A/B	2,107	3,394	4,221	7,316	12,385

なお、1 (エ) ② 企業誘致の実績に示したように、新プランの実績として公表されている誘致等件数と雇用創出数は、申請段階での計画に基づくものであり、下記で示すものは助成金拠出時点での拠出先数や雇用実績に基づくものであることから、両者の数値は一致しない。また、複数年度に分割して拠出している補助金の新規雇用者数は、監査人の計算により補助金の拠出金額で按分して算出している。

当該事業による拠出金額は、新型コロナウイルスの影響が出る前の令和元年度の水準に戻っているものの、拠出先数は10件、新規雇用者数は159人と大幅に減少している。新規雇用一人当たりの助成金拠出額は毎年増加傾向にあり、令和5年度に大きく上昇している。理由を担当課に確認したところ、「拠出金額については、助成金上限額の5億円に達する大規模な設備投資が対象となる助成金が2件発生しているため、予算の制限で10件にとどまっている。新規雇用者数については、大規模な設備投資を要しない情報関連企業の誘致が多くなっていることや、令和4年度までにあった多くの雇用を創出するコールセンター事業者への助成金が無かったことによる。」との回答を得た。

(所見)

これは県の方針として、大卒等の高度人材が働きたいと思える業種を中心に誘致を進めてきた結果と言えるかもしれない。当該事業の目的が、「有効性の高い企業の県内立地の促進」としているため、業種を意識して誘致活動を進める必要はあると考えるが、新プランの成果指標でも新規雇用者数を掲げているのであれば、量的指標を意識して活動するべきであろう。現在の状況が一時的なものであれば良いが、コロナ禍後の社会環境の変化によって生じているのであれば、目標値や取組内容を早急に見直す必要があると考える。

誘致企業の事業種別内訳は、過去5年間で製造業が64事業所、流通業が4事業所、情報通信業が6事業所となっている。このうち情報通信業は、労働集約的なコールセンターの誘致を含んでおり、事業者と県、市との連携によって進められ、大きな雇用を創出している。

【意見41】 ③ 誘致実績等のカウント方法について
(200頁)

(事実)

1. (エ) ② 「企業誘致の実績について」に記載のように、新プランに掲げられている成果指標のカウント方法は、誘致認定については県による誘致企業認定書交付日を、補助金については補助対象企業の指定・認定日をもって、カウント対象としている。また、人数については、認定申請書もしくは計画書に示されている雇用人数によって集計して

(対応予定：産業集積課)

あきた企業立地促進助成事業補助金については、令和8年4月1日からAターン者等の雇用者数に応じて、補助金の加算率を決定するなど、企業に対してAターン者等の雇用を促す内容に制度改正する予定である。

この改正にあわせて、成果指標等の内容を見直すこととしており、改正にあたって

いる。また重複データについては最初にカウント対象となった時点のものを優先することとしている。

(所見)

この方法によると、企業誘致が実際に行われて雇用が実現した時点と成果指標にはタイムラグが生じ、新プランの実績として公表されたデータがそれを利用する者の理解と一致しているかどうか疑問に感じる。

例えば、誘致認定が令和2年度に行われ、その5年後の令和7年までに段階的に100人の雇用を生むという計画を作成し採択された場合、公表データでは令和2年度に企業誘致実績1件、雇用創出100名と開示されることとなる。しかしながら、実際にはその時点で企業は県に事業所を開業しておらず、雇用もまだ生まれていない。また、事業所の建設が令和4年度に完了し補助金が事業費として支出された場合、既にその成果としてのカウントは2年前に行われているため、当該事業年度での事業成果を公表データから読み取ることは不可能である。

県ではこの方法を継続的に採用していることと、雇用創出人数の大きな事業者の雇用実績をサンプルで検証した結果、計画と大きく乖離が生じることなく雇用が進んでいることから、現在の県が実施しているカウント方法を否定するものではないが、カウント方法の追加記載など、利用者の誤解が生じないような対応が必要と考える。

6. 産業集積投資促進事業

【指摘事項19】② 事業指標について

(205頁)

(事実)

当該事業の指標については以下の2つの指標が設定されている。

【指標1】指標名：県内事業環境の視察招聘件数

【指標2】指標名：フォローアップ訪問件数

(所見)

【指標1】においては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は目標未達の状況であったが、令和3年度以降は目標が達成されており、令和5年度も33件となっていることから、事業は一定の成果が得られているのではないかと推察する。今後、視察招聘数が一定数を確保される状況が続くのであれば、当該事業を活用した誘致実績数を指標として設定することも検討するべきではないだろうか。

【指標2】においては、操業中の県内誘致済み企業の8割への訪問を前提として目標値を設定している。しかしながら実績は200%前後となっており、対象先を複数回訪問した場合にもそのまま実績としてカウントされている。指標の設定目的は、誘致済み企業の安定経営を支援するための訪問と考えられることから、課題等のある企業を複数回訪問することはその目的に沿った活動と考えられる。

一方で、対象先を8割としたことは、一定のカバー率が必要という主旨から設定したものだとすると、このような実績の把握ではどれだけの企業をカバーしたか判断することができない。実績の把握においては、重複訪問件数を控除した訪問企業先数とするべきであると考えられる。

は指摘のあった計画と実績の違いなど、利用者に誤解を与えないようカウント方法や記載する数値について、注記等を表示するなどの対応を行う予定である。

(対応済み：産業集積課)

指標1への指摘については、行政アテンションによる視察を経て立地決定に至るケースが多いことから、「誘致実績数」そのものと評価内容が重複するため、対応する意義は大きくないと考えられる。

指標2の指摘については、対象先に対してのカバー件数として、実績を把握することとした。

【意見42】③ フォローアップ対象企業の選定について
(205頁～206頁)

(事実)

事業の中間評価書にはフォローアップ訪問件数の目標設定は、操業中の県内誘致済み企業の8割としている。このような指標の設定によると、誘致企業が今後も増加することが見込まれることから対象先は増加し続けることになる。

(所見)

当該事業に対して人員や予算を増加させることが可能であれば、このような考えで進めていても支障はないかもしれないが、予算や人員の削減が見込まれるようであれば、目的達成のため効果的な訪問が可能となるような選定基準を設けるべきと考える。

8. 工業団地開発事業

【意見43】② 「事業指標」の適切性について
(210頁)

(事実)

当該事業は、県の「事業評価調査作成マニュアル」において評価の対象事業を政策経費事業（一般会計）としていることから、特別会計のため事業指標は設定していないと説明を受けている。

(所見)

確かに今後の売却収入等の収入の枠内で外部委託費などの支出が行われていくように管理されているのであれば、あえて指標を定める必要はないと言えるかもしれない。しかしながら、経済情勢によってコストが大幅に上昇することや、売却時期が遅れ長期に未分譲の状態が続くことによって生じる伐木などの外部委託費については当初計画を超えた支出が発生している。このような状況から、既存の団地の売却時期を予測した実効性のある計画を策定し、経済性などを意識した事業指標を設定し管理する必要があるのではないだろうか。

【意見44】③ 個別管理の必要性について
(210頁～211頁)

(所見)

工業団地開発事業は、「秋田県工業団地開発事業特別会計」により県有工業団地を一体として管理していることから、必ずしも個々の団地の収入により費用を賄うことを意識した管理状況にはなっておらず、県では一般事業会社のような個々の物件の売却時期を明確にした計画は作成されていない。そのため、売却可能な物件から分譲するという判断になりやすい体制にあると言えるのではないだろうか。

例えば、令和3年に分譲を開始した大館工業団地（拡張地）については、開発決定時に作成した事業計画では、平成25年に開発を開始し、平成28年に分譲を開始し10年間で分譲を終える計画となっていた。その間の支出に必要な1,695百万円については、起債を充当することとしていた。

(対応困難：産業集積課)

フォローアップの手厚さに関しては、他県との誘致競争においても本県の競争力の根幹となる部分であり、少なくとも操業中の誘致企業の8割カバーの目標は堅持したい。仮に、予算・人員に限られる事態となってくる場合でも、他課の協力・応援を経ながら対応を考えていきたい。

(対応困難：産業集積課)

実効性のある売却計画の策定については、以下の実務上の特性から一定の限界がある。

- ・分譲の成否は最終的に投資主体である企業の判断に委ねられており、県側で時期をコントロールすることは困難であること。
- ・誘致活動においては、特定の団地を優先的に紹介するのではなく、企業のニーズに応じた提案を行うため、特定の団地の売却時期を事前に固定することは現実的ではないこと。

また、売却予測に基づき過度な維持管理コストをあらかじめ予算化することは、万が一成約に至らなかった際、結果として不必要な支出を招くリスクがあるため、固定的な計画や指標の設定については、柔軟な対応を阻害しないよう慎重な検討が必要である。

(対応済み：産業集積課)

既設団地の未分譲地の維持管理については、一般会計からの繰入を避けるため、現有の繰越金や今後の売却及び貸付収入の範囲内で収まるよう、適切な執行に努めている。

新規団地の造成工事についても、起債の活用を含めた収支計画を策定しており、当該計画に基づき一般会計からの繰入を要しない自律的な運営を前提としている。

今後、工事の進捗や社会情勢の変化に伴い収支見直しに変動が生じた際には、速やかに収支計画の見直しを行い、適切な財源措置を講じることで、一般会計への影響を未然に防ぐ体制を堅持していく。

事業計画では当該起債分を10年で償還することとなっていたが、全国的に極めて珍しい埋蔵文化財が発見されたことから調査に時間を要したことや、企業からの要望による追加工事等が発生したことから、造成スケジュールが後ろ倒しとなり、造成にかかる費用総額は起債による1,695百万円を993百万円上回る2,688百万円となっている。

県債の元利金の支払いや起債を超えた支出については、地方債の借り換えや大館を除く分譲実績による財産収入を充当し償還したことから、一般会計からの繰り入れ実績はない。

当該団地の計画と実績の比較表は次の通りである。

項目	計画	実績	差異
H25 測量、設計	73,800	27,300	△46,500
H26 測量	530,300	314,600	△215,700
H26(繰越)用地買収	1,090,900	187,700	△903,200
H27 調査、工事費	—	238,000	238,000
H28 工事費	—	297,800	297,800
H28(繰越)工事費	—	338,100	338,100
H29 工事費	—	277,200	277,200
H29(繰越)工事費	—	134,300	134,300
H30 工事費	—	221,000	221,000
H30(繰越)工事費	—	49,300	49,300
H31 工事費	—	454,500	454,500
H31(繰越)工事費	—	135,100	135,100
R2 測量費	—	13,900	13,900
合計	1,695,000	2,688,800	993,800

県の造成する工業団地は、営利企業が行う収益獲得を目的とするものではないことから、一般会計からの繰入金を必ずしも否定するものではないと考える。しかしながら、上記の大館工業団地のように大幅な乖離は生じないまでも、全ての造成工事で事前の調査を十分に行ったとしても計画通りに進まないことはある程度考えられるのではないだろうか。現在は特別会計として全ての団地を包括的に管理しているが、個別の団地についても造成工事の進捗の乖離状況、分譲時期の見込みにより生じるとされる管理コストなどを見積もることで、一般会計からの繰入額の発生可能性を予測する必要があると考える。

【意見45】④ 繰越金の管理について

(211頁～212頁)

(事実)

工業団地開発事業は、県が開発した工業団地のうち、秋田湾産業新拠点 <ABIZ> (秋田港飯島地区工業用地整備事業)を除いたもので、「秋田県工業団地開発事業特別会計」により管理されている。

(所見)

当該特別会計にかかる繰越金は、過去の売却収入等により積み上げられ令和5年度末で1,122百万円となっている。これに対し、対応する県債は償還済みであり、今後の売却収入や賃貸収入なども想定されることから、現在、繰越金は潤沢な状況にあると言えるだろう。

秋田県内の工業団地の開発方針については、オーダーメイド方式により市町村が主体となって行うものとし、県は「県・市町村立地盤整備連携事業」により支援すること

(対応済み：産業集積課)

既設団地の未分譲地の維持管理については、一般会計からの繰入を避けるため、現有の繰越金や今後の売却及び貸付収入の範囲内で収まるよう、適切な執行に努めている。

すべての未分譲地を対象とした具体的な売却予測及びコスト見積の策定については、すでに商談がある具体化している物件を除き、企業の投資判断という外部要因に大きく左右されるため、難しい面がある。また、企業のニーズに応じて提案を行う誘致活動の性質上、特定の団地の売却時期を事前に固定することは現実的ではない。

固定的な計画策定は、予測に合わせた過度な維持管理コストを招くおそれがあるた

と大きく変更された。そのため現行の「秋田県工業団地開発事業特別会計」は、従来のような大規模な開発が続く複数の工業団地を包括的に管理するためのものとは性格が異なるものになったと言えるのではないだろうか。これを機に、現在残っているすべての団地の売却予想とそれに伴う管理費コストなどを適切に見積もり、特別会計の収支が繰越金の枠内で収まるよう、継続的に管理していく必要があると考える。

10. 企業立地・導入促進資金貸付事業

【指摘事項20】② 「事業指標」の適切性について

(216頁～217頁)

(事実)

事業指標については、「県内において設備投資に着手する企業は、必ずしも当該制度を利用するわけではなく、貸付希望があつて初めて実施することから、事業目標は設定できない。」という理由から設定していない。

(所見)

当該貸付制度が、中小企業事業者だけでなく、県内への企業誘致や県内企業の集積にとって有利な資金であれば、金融機関を通じ事業者に対する適切な周知が行われていることなどが目的達成に必要なプロセスとなってくるのではないだろうか。そのために実行した活動を事業指標として定めることも一つの方法かもしれない。また融資の実行の前段階となる事業者からの問い合わせ件数などを事業指標として設定し、周知活動の状況や事業の必要性について間接的に評価する方法もあるのではないだろうか。

め、個別の引き合い状況を定期的に精査し、収支見通しを随時更新していくことで、自律的な会計運営を維持していく。

(対応困難：産業政策課)

企業の資金調達手段は、社会経済情勢や金利・景気動向等の外部環境に加え、各社の経営方針等に基づき個別具体的に判断されるものであることから、一律の事業指標として設定することは適当ではないと考える。

令和5年度包括外部監査（「新秋田元気創造プラン」における人口減少対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>Ⅲ 包括外部監査の結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>【指摘事項1】秋田県人口ビジョンに記載されている「目指すべき将来人口」の見直しの必要性について (21頁～24頁・3頁～4頁)</p> <p>(事実)</p> <p>秋田県の令和4年における合計特殊出生率は1.18であり、1.8を用いるには無理がある。監査人は、非現実的な仮定を用いて「目指すべき将来人口」を設定することは適切ではなく、結果的に県民をミスリードすることになりかねないと考えている。</p> <p>県は、「1.8」という数値は、あくまでも子育て世代等の「希望」を踏まえたものであり、非現実的か否かという点から修正すべきではなく、人口ビジョンという長いスパンでの将来シミュレーションのもと、人口減少の抑制に向けた各種施策を講じていく上での長期的な目標として必要な数値だとしている。</p>	<p>(対応予定：あきた未来戦略課)</p> <p>秋田県人口ビジョンについては、秋田県総合計画（2026年度～2029年度）の策定に合わせ、2026年3月に改訂することとしている。改訂作業においては、実勢等を踏まえた自然増減と社会増減の仮定値に見直しし、改めて「目指すべき将来人口」を示すこととしている。</p>

(所見)

秋田県民は、人口減少問題に関心を持って県の施策を注視している。県としては、「目指すべき将来人口」が達成できるよう取組を実行していくとしているが、出生率も含め現実を受け入れ、最近における人口データも踏まえた上で、「目指すべき将来人口」を見直す必要がある。

【指摘事項2】事業指標の適切性や活動指標の設定について

(ア) 未設定の事業指標について

(24頁～26頁・5頁～6頁)

(事実)

【目指す姿1 新たな人の流れの創出】

<施策の方向性>

首都圏等からの移住の促進
人材誘致の推進と関係人口の拡大
若者の県内定着・回帰の促進

上記の施策の方向性に対応した事業は、以下の8事業である。

移住総合推進事業
Aターン就職促進事業
地域おこし協力隊支援事業
「過密を避け秋田へ」人の流れ拡大事業
ワーケーション促進事業
地域を支える「関係人口」創出・拡大事業
若者の県内定着・回帰総合支援事業
奨学金貸与・返還助成事業

上記の8事業は、それぞれの各論に記載されている「事業の要」の事業シート内「実施内容」に記載のとおり、27の事業に細分化されている。細分化された27事業については、「委託業務に係る企画提案協議における仕様書上での記載」や「予算見積り時の積算過程での記載」を活動指標としている事業はあるものの、一部の事業については、「活動指標」や「目標値」が設定されていないものがある。

(所見)

細分化された個々の事業についても、予め活動指標や目標値が設定されていれば、当該事業の「プロセス評価」を行うことは可能である。今まで以上に目標と実績を比較するなどの分析を行い、その結果を通じて次回以降の事業活動に役立てるという一連のサイクルを確立し、継続的に運用することが重要ではないか。新プランに記載の成果指標以外にも、細分化された個々の事業に対しては、基本的に全ての事業において活動指標や目標値を設定することが必要であると考えられる。

(イ) 不適切な事業指標について

(26頁～27頁、92頁～115頁・6頁～7頁)

(事実)

対象事業の中には以下に示すような事業指標が事業目的を達成するための指標として必ずしも適切でないと考えられる事業が、今回の監査対象とした事業全体に散見される。

(対応済み：移住・定住促進課ほか)

移住や県内就職促進関連の各事業については、移住者数等の成果指標を達成するために複数の取組を組み合わせ総合的な成果に結びつけようとする事業であり、個別の取組の指標ではなく、各取組を組み合わせた総合的な成果指標を設定する必要がある。指摘を尊重し、令和7年度において、指標の設定が可能な事業については、すべて指標を設定済みであり、個別事業における委託業務の仕様書に記載したほか、令和8年度当初予算に向けた事業デザインシートにも内容を反映した。

【目指す姿 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現】

＜施策の方向性＞

安心して子育てできる体制の充実

「市町村子ども・子育て支援事業」において、指標として、「子育て世代包括支援センター設置市町村数」が設定されているが、既に、令和2年度で目標の秋田県内25市町村全てにおいて設置済みであり、目標としての役割は終了している。

【意見1】「事業指標」の適切性

「すこやか子育て支援事業」において、指標として「第1子出生数」が設定されているが、第1子出生数は、幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の助成だけで決まるものではないため、事業の効果を直接把握するための指標とはいえ、当該事業の効果を測定するものとは言い難い。
(所見)

このような「事業指標」に対しては、各論で示している事項も含め、「事業目的」の達成に適したものに設定し直すことが必要と考える。

【意見2】事業費の当初予算と実績の乖離について

(27頁～28頁・8頁)

(事実)

事業費科目のうち、「負担金補助及び交付金」で、多額の減額補正、さらに不用額が発生するケースが複数あった。予算見積額を積算する際に、理論上必要な経費であるとして過去の最大規模をベースとした事例や、実績見込みを確認できる時期の都合上、減額補正が困難な事例があったが、結果的に予算の見積りが適切でなかったことになる。

(所見)

県の財政は厳しい状況にあり、予算の削減が課題となっている。限られた予算で多くの重要な事業を実施する必要があるなかで、必要額以上の予算見積りを行うのは好ましいことではない。予算と実績との差異の検証を行い、翌年度には適正予算を見積り、より精緻な予算編成を行う必要がある。

(56頁～57頁・10頁)

(事実)

「あきた移住・定住フェア開催事業」については、来場

(次世代・女性活躍支援課)

(対応済み) 市町村子ども・子育て支援事業

「すこやかあきた夢っ子プラン」の計画期間は令和6年度までとなっており、令和7年3月に策定した当プランと「あきた子ども・若者プラン」とを一体化した「こども計画」では、当該指標を削除している。

(対応済み) すこやか子育て支援事業

指摘のとおり、第1子出生数の確保は当該事業の実施のみで実現できるものではないものの、本県では、第1子から産み育てやすい環境づくりを行ってきており、設定している事業指標「第1子出生数」は、現段階では適切であると考えている。

保育料助成は、施設の種別を問わず第1子から対象としているが、全国でも第1子から対象としているのは本県を含め6県のみであり、中でも本県では所得制限を他都道府県より高く設定している。

副食費助成についても、全国で実施しているのは本県を含め13都道府県のみである中、施設の種別を問わず第1子から対象としている。

なお、県の次期プランにおいて、新たな事業指標を設定する予定としている。

(対応済み：移住・定住促進課ほか)

過去の最大規模をベースとして予算計上してきた事業については、直近数年の傾向や利用者数を勘案するなど、より精緻な予算見積りに努める。

また、令和7年度においては前年度の実績見込を踏まえ、補助単価や積算方法を変更したうえで予算額を見直し、その圧縮を図った。

(対応済み：移住・定住促進課)

令和7年度の「あきた移住・交流フェア」の実施にあたっては、委託契約の仕様

者数・面談数の実績を把握し、前回比、前年度比を算出するほか、来場者・出展者にアンケートを実施することで成果を把握している。

また、当該事業を実施する上での目標値については、県は、本事業はその業務の全てを委託しており、その受託者は企画提案競技によって決定していて、委託業務の仕様書内に本事業で求める来場者数を目標（各回200名）として設定しているが、これは最低限達成しなければならない目標値としてではなく、目安として設定しているにすぎない。

（意見）

当該事業は、全面的な委託業務ではあるものの、事業を実施する上では、目安ではなくて、明確な目標値の設定が必要であると考え。目標値としては、「来場者数」「面談数」「企業とのマッチング数」が考えられる。

（76頁～77頁・10頁）

（事実）

大学生等県内就職促進事業業務として、（株）アートシステムに「大学生のマッチング機会拡大事業」を委託している。業務内容は、セミナーの実施や業界研究会の開催、アンケートの実施等であった。

事業の有効性という面では、結果的にやや低調に終わっている。

全国的にも就活イベントの参加者は低調傾向にあり、大学主催事業も相当苦戦中のようである。表面上の数だけで有効性が計れるものではないかもしれないが、当該事業を継続するのであれば、現状で納得することなく、参加者数を増やす工夫は必要である。

（意見）

当該事業について、投入金額の割には事業の有効性を見出すことができないのであれば、経済性の観点からも事業の撤退も含め、今後の在り方を再考する必要があると考え。

【意見5】 成果指標について

（76頁・10頁）

（事実）

イベントに関しては、過去の類似イベントなどを参考に事前に参加人数等の目安を付け、目安と実績が乖離した場合には、その理由を参加者へのアンケート結果も踏まえ、内部で検討を行っている。

（所見）

事業を実施する際には、事前に数値の「目安」を付けるというよりも「目標値」として設定し、「プロセス評価」の考え方をさらに進めていただきたい。

【意見6】 人口減少社会における高等教育機関の役割について①

（32頁～33頁・13頁～14頁）

（事実）

国際教養大学の県内入学者については、設立時に設けた「学部入学者の2割以上」という目標に未達の状況が続いている。

書において来場者数の目標値を定め、その目標値に沿った会場選択やレイアウトを行うとともに、目標値達成のためのプロモーション手法等も工夫し実施している。

（対応済み：移住・定住促進課）

就活イベントの最終目標は、県内就職の促進であり、イベント参加者数だけで事業の有効性が図られるものではない。大学主催のイベントをはじめ、多くの就活イベントで集客に苦慮しているが、企業からの学生とのマッチング機会の創出を求める声は依然として強く、こうした機会により採用に結びついているケースもあることから、参加者数を増やす工夫を行いつつ、学生、企業双方が満足度を得られる内容の充実化を図っていく。

令和7年度においては、イベント来場者数を増やすため、就活応援キャンペーンを実施し、参加学生に対するインセンティブ付与を行うなどの新たな取組・工夫を行っており、就活イベントを通じた更なる大学生等の県内就職を進めていく。

（対応済み：移住・定住促進課）

令和7年度時点において、当課主催のイベントについては、過去の開催実績などを踏まえ、すべて目標値を設定済みである。

（検討中：高等教育支援室）

現在、県内入学者確保対策として、アドミッションオフィサーを配置して高校を訪問し、受験者確保に取り組んでいるほか、県内出身者に限定したグローバルセミナー入試による県内出身入学者の確保などの取組も進めている。

(所見)

目標値の設定について、今の環境下で適切なものになっているかについての検証が必要と考える。また、当該目標が適切であるとしたら、秋田県立大学のように多様な選抜制度を新たに設けるなど、県としての方針を明らかにする必要があるのではないだろうか。

【意見7】人口減少社会における高等教育機関の役割について②

(32頁～33頁・13頁～14頁)

(事実)

「新秋田元気創造プラン」では、人口減少に向けた取組の成果指標として2項目が示されているが、それぞれの指標の教育機関別の内訳は設定されていない。一方で、大学が示している中期目標や単年度の計画などを見ると、個々の大学が設置目的に沿った特徴を活かした形で、地域に貢献する取組が示されている。

(所見)

高度な教育や研究を中心とした大学の運営を実現させるためには、大学ではなく設置主体の県が、明確に各大学の方針を示し、県民に理解を促す必要があるのではないだろうか。大学ごとの役割や目標に加えて「新秋田元気創造プラン」に示された成果指標と連動する指標を個別に設定し、県民に対しても積極的に示すことによって、個々の大学が、人口減少に対して取り組んでいる状況の理解につながるのではないかと考える。

【意見8】人口減少社会における高等教育機関の役割について意見③

(32頁～33頁・13頁～14頁)

(事実)

人口減少対策は県の最優先課題であり、その対応のために設置された「あきた未来創造部」の中に「高等教育支援室」は配置されている。

(所見)

大きな予算が配分されている高等教育支援室の事業の多くは、人口減少対策が主たる目的ではなく、県が設置した2つの公立大学が、適切な教育・研究を行うといった大学運営のための支出となっているが、人口減少を意識した目標の設定や、民間を含めた県内の高等教育機関に対する組織的な働きかけなどに、部内の多くの職員や部署が連携し関与してもよいのではないだろうか。

【意見9】事業の効果について

(70頁～72頁)

(事実)

本事業における指標は、「関係人口」と連携した新たな地域活動に取り組む市町村数(累計値)としている。事業実施により、18市町村20団体で関係人口と新たなつながりを持つ活動を展開し、関係人口の継続的な参加により地域活動の維持につながるなど、活性化に向けた効果を確認できたとしている。

(所見)

また、現状では、一般入試枠や学校推薦枠から、より多くの県内高校生に入学してもらおう方が、県全体の教育の質の向上にもつながると考えているが、選抜制度見直しの可能性については、大学と協議を行っていく。

(検討中：高等教育支援室)

現在、次期プランを策定しており、成果指標の見直しを行っているため、これに連動した指標の設定については、各大学の目標及び計画策定時に協議していく。

(検討中：高等教育支援室)

県が定める大学の中期目標においては、人口減少対策に資する目標を設定しており、大学では、目標達成に向けてそれぞれの特色を生かした産学官の取組などを行っている。

県が実施する事業指標についても、現在次期プラン策定に合わせて検討を進めているほか、県各部署局に対して、大学との連携について働きかけを行っていく。

(対応予定：地域づくり推進課)

本事業を契機として移住に結びついた事例は十分把握し切れておらず、発信も行いうことができなかったが、今後は関係人口への追跡調査により事例把握に努め、関係人口専用サイト等での情報発信に努める。

事業の効果を把握するためにも、何らかの方法で、本事業が移住に結び付いたという事例を発見して積み重ね、広く発信してはどうかと考える。

【意見10】奨学金貸与・返還助成事業について
(80頁～81頁)

(事実)

奨学金貸与事業については貸与者からの一括返還により、多くの返還額があったことから、補助金額が減少したこと、また、奨学金返還支援基金造成事業については交付対象者が減少したことなどにより、多額の不用額が発生している。

(所見)

予算で多額に不用額が発生したことは、予算を積算する際の予測(見込)が適切ではなかったと考える。予算差異の検証を行い、翌年度の適正予算を見積り、金額面でも実態に即した予算編成を行う必要がある。

秋田県奨学金返還支援基金造成事業で、予算として民間からの寄附金を見込んでいるが、ここ数年実績はない。寄附金の目標額を設定し、積極的に募集活動を実施するべきと考える。

【意見12】学生数の減少について
(132頁～133頁)

(事実)

介護福祉士を育成する日本赤十字秋田短期大学は既に入学定員割れとなっており、秋田看護福祉大学においても入学定員割れとなっている。

(所見)

入学者数の確保に向けた取組の検討に合わせ、入学者数減少時の補助のあり方について、教育機関と事前に協議を進める必要があると考える。

【指摘事項3】「事業目的」の記述について
(135頁、139頁)

(事実)

事業シートの事業目的は、「県が設立した公立大学法人秋田県立大学(国際教養大学)の業務の財源に充てるための経費を交付する。」と記載されており、財源の確保が目的であるような記載となっている。

(所見)

事業目的は、事業の実施内容や事業指標を定める上で基礎となるものであることから、秋田県立大学(国際教養大学)の設立趣旨における主な内容や議会に示された大学の事業計画などが反映され、第三者が見ても内容が具体的に分かるレベルの記述にすべきであるとする。

【指摘事項4】実施内容の適切性について
(135頁、139頁)

(事実)

実施内容の記載内容をみると、運営費交付金について「公立大学法人秋田県立大学(国際教養大学)の業務運営に必要な資金を交付する」と記載されており、多額の抛出が行われているにもかかわらず、これだけを見ても実施内容が

(対応済み：移住・定住促進課)

奨学金返還助成については、過去の最大規模をベースとした予算計上をしており、直近数年の傾向を踏まえ、より精緻な予算見積りに努める。

また、令和6年度から新たに県内企業と県が連携して、奨学金返還の助成を行う「あきた企業連携型奨学金返還助成制度」がスタートした。参加企業の拡大により、県内就職者に対する手厚い支援につながることから、企業側の負担に対する理解を広げていく。

なお、寄附金について、経済状況に左右されることもあり、目標額まで定めることは困難であるが、マッチング機会の場等を利用して積極的に周知を図っていく。

(対応済み：高等教育支援室)

令和6年度において、入学者数の確保に向けた大学の取組を踏まえた上で、大学との協議により、令和7年度以降の運営費補助の予算の算定方法を見直した。

(検討中：高等教育支援室)

現状の事業目的の記述については、大学運営の基本的要素となる運営費交付金について記載している。現在、県の次期プラン策定を進めており、適切な記載内容について検討している。

(検討中：高等教育支援室)

現状の実施内容の記述については、予算内訳等について記載している。現在、県の次期プラン策定を進めており、適切な記載内容について検討している。

理解できない。

(所見)

記載の問題だけかもしれないが、事業目的と同様に第三者にも理解できるような記載にすることが望まれる。

【意見 1 4】 地域貢献活動の実施について

(140頁～142頁)

(事実)

国際教養大学の「第4期中期目標」では、地域社会への貢献として地域活性化に向けた取組の強化を目標として掲げ、「学生が県内企業や団体等と協働して課題解決に取り組むなど、持続可能な地域づくりに向けて産学が連携した取組を強化する。」と具体的な取組が示されている。また、これを受けた第4期中期計画における数値目標は「地域企業との協働件数：30件以上」と示されている。

(所見)

国際教養大学が行っているような共同研究とまではいかないような地域事業者に対するボランティアのような支援活動も、人口減少で高齢化が進むことが想定される地域社会においては有用なものであり、活動指標に加えることを検討していただきたい。

【意見 1 5】 国際教養大学の活動目標、目標数値及び数値実績

(151頁)

(事実)

教育研究に関する目標として、「人口の社会的流出の予防策としての県内高校との連携による県内出身者の確保」「県内企業との連携による県内就職者の拡大」「海外提携校などとの学術交流を生かした地域課題解決」、地域貢献に関する目標として、「学生と県内企業等と協働による課題解決」などが具体的に記載されている。

(所見)

第4期中期計画には、県内出身入学生の確保のための様々な周知活動や、数値目標も県内出身入学者数を学部入学定員の2割以上と示されているが、県内企業への就職者の拡大については、学生への県内企業についての情報提供の推進のみであり、学術交流を生かした地域課題の解決についても共同研究に取り組む活動自体の記載に止まり、両取組とも具体的な目標数値は示されていない。可能な限り計測可能な目標数値の設定を検討していただきたい。

【意見 1 7】 選抜制度の見直しについて

(152頁～153頁)

(事実)

県内出身者の入学者数が目標を達成できていない状況は、県外からの入学希望者が県の当初計画よりも多くなってしまっており、県外から多くの優秀な入学希望者が受験してくることが大きな要因である。

(所見)

現行の学生の選抜制度を県立大学のような県民優先の選抜制度に見直す検討が必要と考える。

仮に選抜制度を変更した場合に想定される入学者のレベ

(検討中：高等教育支援室)

現行プランにおいては、県内高等教育機関が件数を明確に確認できるものを指標として設定している。

現在、県の次期プラン策定を進めており、適切な記載内容について検討している。

(検討中：高等教育支援室)

国際教養大学は、国際教養教育を推し進め、グローバル社会におけるリーダーの育成を教学理念としているため、現計画では県内企業への就職者の拡大については目標設定を行っていない。

学術交流を生かした地域課題の解決については、現在、国内外の大学等との学術連携に着手したところであり、今後、本県の地域課題を研究テーマに設定し共同研究を進めていく予定である。

いずれも次期目標及び計画策定時には、これらの取組状況を踏まえた指標の設定について大学と協議を進める。

(検討中：高等教育支援室)

現在、県内入学者確保対策として、アドミッションオフィサーを配置して高校を訪問し受験者確保に取り組んでいるほか、県内出身者に限定したグローバルセミナー入試による県内出身入学者の確保などの取組も進めている。

また現状では、一般入試枠や学校推薦枠から、より多くの県内高校生に入学してもらう方が県全体の教育の質の向上にもつながると考えているが、選抜制度見直しの可

<p>ル低下など、大学に与える影響も考慮して、継続的に大学との協議を重ね検討する必要があるのではないだろうか。</p>	<p>能性については、大学と協議を行っていく。</p>
---	-----------------------------

令和元年度包括外部監査（秋田県のスポーツ振興に関する事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>4 県有体育施設 (2) 施設に関する個別論点 ②施設利用 【意見10】 県有体育施設の予約方法 (84頁・6頁) 現状、県有体育施設のうち県立田沢湖スポーツセンターのみがインターネット予約を導入しており、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うこととなる。 他の県有体育施設では、指定の申込書に必要事項を記入し、各施設の受付窓口へ提出が必要となる。申込書の提出による予約方法は、利用者から利便性が低いとの意見が出ている。 予約方法の利便性を向上するため、インターネットを活用した予約システムの導入が考えられる。例えば、秋田市の「公共施設案内・予約システム」は、利用者が利用したい施設を選択し、利用日、利用時間をインターネット上で選べるシステムを導入している。 施設の予約方法の利便性が向上することにより、県民の施設利用が増加し、県民のスポーツ活動促進が期待される。県は、県民のスポーツ活動促進のため、インターネットを活用した予約システムの導入を検討されたい。</p> <p>⑦無償貸付3施設 【意見17】 無償貸付3施設の民間等への譲渡の推進 (116頁・17頁) 鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設については、県が事業主体となり20年前に整備された。その後、施設の所有は県であるものの、公共の用に供するものとして、無償で地元市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。 したがって、施設の管理運営に関しては各自治体等が行っているものの、施設の所有は県であることから3施設合計で年間22,543千円～69,728千円程度の修繕コストを県は負担している。これらの3施設については県の第4期行財政改革推進プログラム（平成20～22年度）において、県が事実上管理していないことから、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めるとされた。その後「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」」（更新日：平成31年3月29日）においても、建物の目標使用年数を60年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進めるが、譲渡できない場合にあっては建替えを実施しない」とされている。 そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け</p>	<p>(対応中：スポーツ振興課) インターネット予約の導入については、利用者の利便性向上だけでなく、省力化による施設の運営コストの削減にも資するものでなければならないと考えている。 また、インターネット予約の導入により、電話等による既存の予約方法を直ちに廃止することは、県民サービスの低下を招く可能性もある。 こうした状況を踏まえ、導入による効果やコスト等について、指定管理者の意見を聴取しながら導入を進めており、令和6年度に新たに2施設で導入し、残りの施設についても、令和11年度までにインターネット予約の導入について検討する。</p> <p>(対応予定：スポーツ振興課) 令和6年3月に「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」から、人口減少や少子高齢化等に伴い、将来的に財源確保が困難と見込まれるため、公共施設の総量抑制を早急に検討すべきであること、また、当該検討に当たっては、公共施設の状況を積極的に情報開示し、県民や関係団体等の意見を十分に聞きながら丁寧に議論を進める必要があることについて提言があったことを受け、県では、公共施設の維持管理に要する県民負担の軽減や、公共施設の集約による機能強化など、様々な観点から公共施設の今後のあり方について検討していくこととしている。 無償貸付を行っている3施設については、平成28年度～令和7年度を対象期間とする県の公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において、期間内における施</p>

入れが可能か調査を行っている。その結果、3施設ともに、今後の大規模改修にかかる財政負担を各自治体単独で負うことが困難であること、施設利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続を望み、現時点では受け入れが難しいと回答されている。

これらの3施設については今後、施設の整備後相当の年数経過に伴う大規模修繕による財政負担の増加とともに、人口減少による利用者数の減少が見込まれる。地域別の将来推計人口によると、県有体育施設の多くが位置する秋田市の30年後の人口減少率（28.5％）に比べて、3施設の位置する大館市、能代市、鹿角市の人口減少率は約50％となり、人口減少による利用者数の減少の影響をより大きく受けると考えられる。

したがって、県は鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設について、現在規模での施設の存続必要性を検討し、必要であるとした場合は、中長期的な有効性・効率性の観点で民間等への譲渡、官民連携手法を含めた施設の今後の在り方を十分に検討されたい。

設の方針を示し、地元自治体と協議してきたが、大規模修繕による財政負担の増加などにより、現時点での譲渡受け入れは難しいという状況になっている。

令和8年度～令和17年度を対象期間とした新たな公共施設等総合管理計画では、市町村施設との一体的なマネジメントを推進していくこととしており、引き続き、施設の機能維持と利用者の安全確保を図りながら、施設を運営している地元自治体への譲渡を含めた将来的な施設のあり方を検討していく。